

# 「開発の国際法」の再検討

## —新たな理論枠組みを構築するために—

伊 藤 一 頼

序章 「開発の国際法」に向けて .....	3
第1節 問題の所在 .....	3
第2節 議論の発端とその思考様式 .....	4
第1章 「開発の国際法」の基盤形成 .....	6
第1節 天然資源に対する恒久主権 .....	6
第2節 体制選択権 .....	9
第3節 経済活動に対する包括的な領域主権：新国際経済秩序 .....	10
小括 .....	12
第2章 「開発の国際法」の理論と制度 .....	12
第1節 前提 .....	13
第2節 主体 .....	14
(1) 具体的国家観 .....	14
(2) 国家の類別化 .....	15
第3節 原則 .....	16
(1) 国際法規範の二重性 .....	16
(2) 非相互主義 .....	17
第4節 制度 .....	18
(1) 途上国の義務免除 .....	19
(2) 先進国への義務賦課 .....	20
小括 .....	21
第3章 「開発の国際法」の法源 .....	21
第1節 ソフト・ロー .....	22
(1) 慣習法との連結：生成途上の法 .....	22
(2) 条約との連結：準法 .....	22
(3) 範型としてのハード・ロー .....	23
第2節 ソフト・ローへの批判 .....	23
第3節 「開発の国際法」からの反論 .....	25
(1) 國際共同体における連帶 .....	25
(2) 純粹に政治的な約束 .....	25

小括	26
終章 展望と課題：新しい「開発の国際法」に向けて	26
第1節 國際行政協力の発展とその国際法上の意義	27
第2節 途上国の国家変容：行政課題としての開発	29

## 序章 「開発の国際法」に向けて

### 第1節 問題の所在

発展途上国における経済的・社会的な開発の必要性は、国際社会全体が一致してその解決に取り組むべき課題として、今日では共通の認識を確立するに至っている。そしてこれまでも、哲学・経済学など様々な学問分野から、この問題への接近が試みられてきた。しかし、とりわけこの課題は従来、すでに産業構造の高度化による生産力の飛躍的向上を達成し、大多数の市民が安定した生活水準を享受している先進国と、未だに本格的な工業化に踏み出せずに低度の生産性に悩み、多くの人々が絶対的な貧困に直面している発展途上国との、「国家間」に存在する不平等の問題として性格付けられてきた。それゆえ、国際法学はこの問題の解決にとくに重要な責任を負っていると認識され、理論面と実践面において種々の取り組みがなされてきた。

本稿で検討する「開発の国際法 (Droit International du Développement)」とは、60年代以降フランスの国際法学者を中心として展開した学説的かつ実践的な運動であり、途上国の開発問題に対するこれまでの国際法学のアプローチを代表するものである。しかしこの運動は、その所期の目的を十分に達成することなく90年代はじめには退潮し、以後の国際法学においては開発問題に関する有効な理論の提示は皆無に近い。本稿の第一の目的は、こうした行き詰まりの原因がいかなる点にあったのかを理論的な見地から明らかにすることにある。結論から言えば、その原因とは、「開発の国際法」が領域主権原理のパラダイムに思考様式を支配されていたために、低開発問題を主権国家間の相対的な経済格差という枠組みで認識し、その是正を国家間の権利義務関係の改変という形で強制的に実現しようとした点にあった。そして、この主権国家間の経済格差という問題認識の仕方は、とくに伝統的な国際法学の立場からは一見自然ではあるが、実は決して自明のものではなく、東西冷戦構造や南北対立という戦後の時代背景に

強く規定された、パワー・ポリティクスを基調とする国際社会観の產物であった。

他方で、80年代以降、とりわけ冷戦終結後、そうした国際関係のあり方は徐々に変化しつつある。とくに経済的側面においては、多くの途上国が債務危機を経験して従来の開発体制を見直し、中国やロシア・中央アジア・東欧といった旧社会主义諸国も含めて、市場経済型の法制度や政策を採用して先進国の資本や技術を呼び込むことに発展の足掛かりを求めている。それにともない、国際的な開発援助のあり方も、従来の対立的な構図のなかで行なわれてきた恩恵的・口実的、あるいは戦略的な金銭援助から、市場経済の整備と運営に必要な制度構築や人材育成に協力する能力開発型支援へと、軸足を移しつつある。こうした支援は、途上国の統治の内実や国内法制の妥当性に対して国際社会が実質的に関与する点、実践的課題の解決に向けて知的・技術的支援が長期的視野で行なわれる点、などにおいて従来の開発援助とは異質の論理のもとで展開されている。そしてそこでは国際法も、厳格な権利義務によって国家相互の関係を一義的に整序するものというよりは、国家間協力において情報伝達・基準設定・実施管理などの諸機能を果たす調整媒体として、状況と目的に応じて規範形態を使い分けつつ、途上国の国内法制に継続的に関与していく、一連の「法過程」として把握すべきものとなる。

こうした時代背景の転換、とくに途上国の態度の変化に根差した新たな開発援助実践や国際法現象は、領域主権原理を前提とする従来の「開発の国際法」理論ではもはや捉えきれなくなってしまい、これに代わる新たな理論枠組みの構築は国際法学にとっての急務であると考える。とりわけ、こうした法整備支援などの現代的な開発援助は、先進国の多国籍企業にとって好都合な行動環境を普及させる一方で、途上国の人民の福祉や政府の自主性に過度の犠牲を強い可能性もある以上、こうした開発援助実践の法的な把握と規範的な評価とを可能にする分析枠組みを提示することは、一層の重要性を持つであろう。この新たな理論枠組み

の構築に向けた視座を示すことが、本稿の第二の目的である。

ただし、本稿の考察の大部分は第一の目的、すなわち従来の「開発の国際法」における分析枠組みの本質と背景、そしてその限界を明らかにすることに充てられる。それは、「開発の国際法」の構想全体につき、その本質と限界を明確に整理するような研究が、これまで必ずしも十分に行なわれてきておらず、それが開発問題に関する現在の国際法理論の貧困を招く要因ともなっていると考えるからである。そしてまた、本稿の見方では、新たな理論枠組みが依拠すべき論理的位相は、従来の「開発の国際法」の論理構造とは様々な面で対照的なものであり、それゆえ、従来の理論を批判的に再検討する延長線上に、新たな理論の骨子がより鮮明に浮かび上がると思われるからである。したがって、新たな理論枠組みの提示という第二の目的に関しては、本稿では終章において簡略な理念型を示すにとどめ、そのさらなる精緻化は他日を期することとしたい。

## 第2節 議論の発端とその思考様式

連盟期はもちろん、国際連合においても少なくとも第二次大戦直後の時期は、低開発地域を国際社会における自律的な主体として水平的国家間関係に組み込む機運は形成されなかった。植民地地域の経済的・社会的な「低開発」の状態はせいぜい西洋諸国の国内問題として扱われるにとどまり、国際社会あるいは国際法の関知しないところであった。主権国家間の相対的な発展段階の不平等とその是正の必要性という今日的な問題枠組みが国際法学によって意識されるためには、60年代を頂点とする非植民地化運動の高まりと、それに続く多くの新独立国の誕生を待たねばならなかつたのである。そして、「開発の国際法」という国際法上の運動が明確にその姿を現したのもこの時期であり、その直接的な契機は、64年の第1回国連貿易開発会議（UNCTAD）の開催に求められる。UNCTADの組織形態やそのメンバー国（地理的普遍性、対象事項の包括性、そして従来の国際法

体系への明確な反抗性は、途上国の経済開発問題において国際法がいかなる役割を果たすべきかという研究課題に国際法学者を向かわせるに十分であった。

「開発の国際法」という言葉を初めて意識的に用いたのは、第1回UNCTADのフランス代表を務めたアンドレ・フィリップである。彼はUNCTADの翌年にニースで開かれたシンポジウムの報告<sup>1)</sup>において、経済的・社会的な後進性に苦しむ途上国の現状を指摘したうえで、その最大の責任を、開発よりも通商上の利害を優先させる現代国際通商の構造に求めた<sup>2)</sup>。そこでは先進国は、一次産品の価格安定制度の創設、途上国産品の先進国市場へのアクセスの確保、などを通じて通商の自由に変更を加える新たな法制度を設定し、途上国の開発に寄与する責務を負うとされた<sup>3)</sup>。そして、国内的な社会保障制度に類似した、先進国から途上国への体系的な所得移転制度の確立<sup>4)</sup>や、技術的財政的援助をも含む総合的な途上国支援体制を、共通の組織的基盤のうえに「開発の国際法」として成立させねばならないと主張したのである<sup>5)</sup>。

これを受けて多くのフランスの国際法学者が「開発の国際法」の原則とルールの定式化に取り組みはじめたが、その嚆矢となったのが、同じ65年に発表されたヴィラリーの小論である<sup>6)</sup>。彼は「『開発の国際法』に向けて」と題するこの論文で、第1回UNCTAD開催などにより途上国の経済的後進性への注目が高まっている一方、従来の国際法が国家の同質性を仮定し、抽象的かつ平等な法人格としてのみ国家をとらえ、諸国家間の社会経済体制や発展段階の相違に関してはこれを国内事項として不干渉を貫いてきたことを批判する<sup>7)</sup>。現在の国際社会における経済的不均衡を是正するには、経済関係を支える法的規則の改革が必要であり、特に国内社会が発達させてきた弱者保護の諸制度は、国際法が進むべき方向を示している<sup>8)</sup>。そのような改革の道筋は必然的に従来の主権平等原則の再考を促すが、他方でヴィラリーは、植民地支配から独立した途上国にその社会経

済体制の自由な選択を保障するはずの主権原理を完全に解体してしまうことを否定し、むしろ、主権平等原則を堅持したうえでその内実を具体的状況に応じて決定していくことが重要だという<sup>9)</sup>。このヴィラリー論文の重要性は、以後ヴィラリー自身や他の国際法学者の手によって進められる「開発の国際法」の体系化の試みにおいて、その通奏低音を成すことになった立論上の前提を、すでに含み持っていたことにある。その前提とは、以下のようなものである。

そもそも「開発の国際法」なる概念が提唱され、その理論構築の試みが開始されたのは、既述のように、ブレトンウッズ＝ガット体制という従来の先進諸国間の自由主義的通商枠組みに異議を唱える対抗機関としてUNCTADが組織されたことを直接の契機とするものであった。そこで「開発の国際法」論者が共有する議論のスタイルは、同程度の経済社会状況下にある国家群のみを前提とし平等と相互主義に依拠する先進諸国間の従来の国際通商枠組みを批判し、本来的に異なる発展段階の下にある途上国にはこれらの形式的な主権平等原則を中心とするルールではなく、むしろ途上国に有利な差別的取扱いによって実質的平等をもたらす必要がある、というものである。そしてその結果、途上国にとって有利な権利付与や義務免除を非相互主義的に行うという新たな国際法原則が提唱されたのであり、従来の国際法における主権平等原則は、実際上の国家間不平等を無視し、あるいは助長するものであるとして、厳しく批判された。こうした主張内容から「開発の国際法」論者は、その議論の特質を、伝統的国際法体系に対する「反抗性」と、革新的法秩序の構築を志向する「目的性」とによって自己規定する<sup>10)</sup>。

しかしながら、「開発の国際法」の内実をそのような「革新性」の側面からのみ理解することは、この運動の底流をなしていた、もうひとつの重要な精神を見失うことになる。確かに、主権平等原則の変更という「開発の国際法」の主張は、途上国自身の要求に依拠したものではあったが、しかし他方で、なお多数の発展途上諸国が何よりも重

要視していたのは、教条的な主権平等原則の相対化や解体ではなく、むしろその絶対的な確立ではなかったかと思われる。従来植民地体制の下で主権国家としての政治的自由を享受し得ず、さらに独立後も、なお脆弱な外交能力や国内統治基盤ゆえに、冷戦をたたかう東西両陣営からの、政治的干渉や国内反乱分子への武器支援などに悩まされていた新独立諸国の指導者層にとって、独立直後の喫緊の課題は、軍事・経済・情報などの面で強大な力をもつ国々からの介入を排除し、国内に残る旧宗主国の影響力を払拭して、国家領域内における権力的統治体制を確立することであった。そこでは主権国家として存立するために最低限必要な政治的独立や経済的自立こそが希求されていたのであり、自国の資源や産業を基礎として、発展のための政治経済体制を自律的に選択していくことが、途上国政府に共通する目標であった。そして、このような「主権の不足」からの脱却を図る発展途上諸国の戦略的な力点は、政治的には非同盟運動と「第三世界」の形成に、法的には相互不干渉原則の絶対化と領土保全原則の確立に置かれることとなる。とりわけ、資源国有化や外国人の権利保護の問題における、途上国の大排他的決定権の主張は、実際に激しい国際法上の紛争を発生させた。そして第1章で述べるように、「開発の国際法」論者はこれらの法的問題に対しても極めて敏感に反応していたのである。このような、国有化の権利や政治経済体制の自由選択権をはじめとする排他的な領域的管轄権の確立、すなわち、まさに旧来の教条的な主権原理を強調する部分こそが、「開発の国際法」の理論とその実践的な試みを（たとえ無意識的にせよ）貫く、基層的な時代精神の反映であったと本稿は考える。

こうして、国内管轄事項への不関与をみずからの大前提とする「開発の国際法」は、開発の促進にとって適切な国内の法的基盤や経済運営のあり方といった問題には関心を示さず、国家間の権利義務関係の操作に終始することとなる。それはともなおさず、経済的低開発の克服に向けた国際法の枠組みが、権力機構としての主権国家を単位

とした、相対的な力と富の争奪戦として構成されることを意味した。これが「開発の国際法」に政治的かつイデオロギー的な対立の構図をもたらし、開発という課題を先進国と途上国の協働により実効的に解決するための視点と方策を見失わせたのである。

いみじくもヴィラリーは、のちの「開発の国際法」論者によって「記念碑的」と評されることとなった前述の論文においてすでに、「開発の国際法」が伝統的な主権原理に関して直面するであろうアンビヴァレンスを察知していた。そして彼はそこで、途上国に政治的・経済的な自律性を保障する機能を担う主権原理を完全に放棄するのではなく、主権原理の基本的枠組は維持したうえで、それを弱者に有利に改変していくという「改良主義的」立場を表明していた。こうしたヴィラリーの基本姿勢は、以後の「開発の国際法」論者にも（恐らくは無意識的に）受け入れられ、それは「開発の国際法」の通奏低音をなす思考様式となっていくのである。

ところで、ヴィラリーがこうした二面性の問題の存在を指摘していることは、この時点ですでに途上国による排他的主権の主張が激化していたことを窺わせる<sup>11)</sup>。したがって、まず第1章では、64年を画期とする「開発の国際法」の出現に先立つて、不干渉原則を中心とする領域主権の確立の要求が発展途上諸国によりいかなる形で提出され、それが国際法上いかなる論争を惹起したかを概観する。ここに見出される諸要素は、74年の国連総会における新国際経済秩序（NIEO）樹立宣言や国家の経済的権利義務憲章の採択を頂点とする南北間の権力的闘争の激化を招き、それは後に通商分野において展開される「開発の国際法」の理論構築の際に、その思考枠組を強く規定することになる。

## 第1章 「開発の国際法」の基盤形成

自国の領域内において排他的に物的・人的な管轄権を行使する権限を確実なものとするために、特に中小国の支配者がその原初的権原を主権原理

に見出そうすることは、国際法がヨーロッパ公法であった時代からすでに行われている。むしろ、中小国を大国の支配や干渉から保護し長期的な勢力均衡を保つことが、当時の国際法体系における主権原理の存在意義であったといっても過言ではない<sup>12)</sup>。そして、19世紀前半から中葉にかけて国際社会がラテンアメリカやアジアへと拡大したことにより、主権概念の防御的機能の主張はもっぱらこれらの地域の国々にとって重要性をもつこととなった<sup>13)</sup>。欧米諸国に一足遅れて近代的国家機構の整備に取り組み始めたこれら諸国は、国家領域内における権力的統治基盤の確立を急務としており、国内では民族主義の創造と強化により人民と国家国土との同一性を高める一方で、対外的には排他的領域主権を強調することで国民国家形成への障害となる干渉を排除しようとしたのである。そして、第二次大戦後に独立を達成した旧植民地地域の指導者層も同様に、あるいはより一層、国民国家の形成による国内統治基盤の確立に努力を傾注し、とりわけ、外国資産国有化や内政不干渉をめぐるラ米諸国と欧米諸国との19世紀以来の対立を、彼らは継承・深化させていった。本章では、この法的論争に対して「開発の国際法」論者が示す立場を概観することで、彼らの基本的な立脚点を把握するための手掛かりとしたい。

なお、主権概念から導かれる一般国際法上の国家の領域的権限は、国家領域とその内蔵する資源の所有・管理に関する対物的権利（dominium）と、国家の国内的・対外的な政策決定における自律性確保に関わる非有体的な統治権（imperium）とに区別されるので<sup>14)</sup>、本章も、それぞれの側面につき領域主権をめぐる論争がいかに展開されてきたかを検討する。そして、この二つの側面が、74年の国連決議（NIEO・経済的権利義務憲章）において合流し、それらの権限の排他的性格がより一層強調されるに至ったことを確認する。

### 第1節 天然資源に対する恒久主権

国家領域を排他的に所有管理する権限は、一般国際法上の最も基本的な国家の権利のひとつであ

り、これを他国が武力行使などにより侵害しない義務も、様々な規範的文書において確認されてきた<sup>15)</sup>。しかし、「開発の国際法」論者は領土保全原則に対してまさに根源的な重要性を認め、「國權とは、まず何よりも、國家じたいの存在に付随する領域的自然物への主権的権利を意味する」<sup>16)</sup>と述べる。そのうえで彼らは、従来とくに世界資本主義システムのもとで欧米諸国の商品生産を支えるために収奪の対象とされてきた天然資源につき、これを途上国の開発のために排他的に使用収益する主権的権利を、単なる領域主権の一形態としてではなく、いかなる国際法上の義務によっても制約され得ない「不可譲（inalienable）の権利」＝「恒久主権（la souveraineté permanente）」として構成しようとした。このことは、従来先進国資本によって支配されてきた天然資源開発事業に対して、発展途上諸国が強権的に行った国有化措置と、それに付随する諸々の問題をめぐり、先進国と途上国との間に、あるいは「一般国際法」と「開発の国際法」の間に、深刻な法的論争を引き起こすこととなった。

「開発の国際法」は、基本的な前提として、国家が、国内に賦存する天然資源の開発のために外国人と締結した国家契約を一方的に破棄改変するなどの手段により、当該開発に投資された外国人資産を強制収用する権利それ自体は、国際法上も完全に承認されているとする<sup>17)</sup>。先進国との間に対立が生ずるのはその先の、強制収用を実施する際の条件や限界の有無についてである。

じっさい、戦間期になって、ソ連やラ米諸国において国家による外国人資産の公用収用が頻繁に行われ始めた当時には、国家とその領域内に存在する私有財産との関係が、当該国家の法的手段により強権的に改変されることに対して、国際法はその合法性を判断する基準を有していなかった<sup>18)</sup>。そこには、国家領域内におけるあらゆる事項の決定権能を国家機構と国内法に委ね、みずからは国家機構相互の関係の調整に専念するという、国際法秩序と国内法秩序の二元的構造が端的に表れている。それゆえ国際法は、私有財産の強制収用を

積極的には許容しない代わりに、国家の領域主権の第一次的管轄権に介入しない立場から、これを禁止することもなかったのである。このような国際法の基本構造は、強制収用それ自体の合法性だけでなく、強制収用を行う条件や方法についても、投資受入国の裁量を広汎に認める。つまり強制収用の対象となる資産の選定やその実施形態は受入国の法的決定に従うのであり、強制収用により受入国が私人に対して負う補償義務や損害賠償義務は、抵触法規則が指定する準拠法のもとで、国内の司法的手続により処理がなされることとなる。こうした国家的法権力の優越性の構図こそが、外国人資産の強制収用に関連する問題における、「開発の国際法」の出発点をなすものである<sup>19)</sup>。

これに対して、投資家・投資企業の本国たる欧米諸国は、あるいはこれら諸国の主張を反映するところの「一般国際法」は、投資受入国の強制収用を行う権利じたいについてはこれを認容する一方で、収用を行う際の条件については、これを規律する国際法の基準が存在すると主張し、この基準を満たさない収用は受入国に国際法上の国家責任を発生させるとしてきた。ただしこの立場は、1930年代頃まではいまだ抑制的な展開を見せるにとどまり、外国人資産の財産権保障に関する一般的な国際法原則（公益目的・無差別・国内救済手続の保証など）の違反がある場合に限り、受入国の国際法上の責任を問うものであった。

こうした状況が一転し、先進国側が国際法による収用条件の規律を大幅に強化しようとしたのが、メキシコが1938年に行った大規模な石油資源国有化措置に対して米国国務長官ハルが覚書で示した補償原則である。すなわち、強制収用が公益原則・無差別原則などを満たして「適法に」行われる場合にも、収用国は被収用者に対して、十分（収用財産の市場価値）・迅速（即時支払または利息を伴う年賦）・実効的（国際通用力のある通貨）の三基準を満たす補償を支払わねばならないとするものであり、これは国際法により各国に課される義務であるという。このハル三原則が国際法の定める基準であるか否かをめぐり、先進諸国

と発展途上諸国の中には激しい論争が展開されることになったが<sup>20)</sup>、とくにラ米諸国は第二次大戦直後の時期から、補償義務による資源主権への制約を拒否するため、国連などを舞台として規範文書作成活動を活発におこなった。1952年の国連総会では、ウルグアイのイニシアチヴにより、「自国の天然の富と資源を自由に利用する権利」と題する決議が採択された（決議626）。さらに同じ52年の国連人権委員会第八会期において、チリの代表が、起草中の国際人権規約共通第一条に置かれる予定の「民族自決権」規定に関し、「民族自決権は、さらにその富と天然資源に対する恒久的な主権的権利を含んでおり、他国が要求できる権利は、如何なる場合においても民族がその生存に必要な固有の手段を奪われることを正当化できない」という内容を追加することを提案した。このチリの提案は欧米諸国の強い反対を受けながらも人権委員会で採択され、人権規約の第一条二項に反映されることになる。「天然資源に対する恒久的な主権的権利」という、以後の発展途上諸国の中でもきわめて大きな影響を与えた概念は、この52年の国連という舞台ではじめてその姿を明確に現した。

前述のように、この「恒久主権」の概念に対して発展途上諸国あるいは「開発の国際法」論者は、単なる領域主権以上の、特別な意義を見出そうとする。彼らによれば、恒久主権の底流にある考え方とは、通常ならば国家主権に付随すべき天然資源主権が、「その国家の意に反して」外国人の手に握られている場合には、これを取り戻して主権的権利の一体性を回復する必要がある、というものであり、それは帝国主義・新植民地主義に対する抵抗の意味をもっているとされる<sup>21)</sup>。それゆえ、彼らにとって恒久主権の概念とは、国家が通常の状況においてその領域内の自然物を所有管理する一般的権限には還元しきれない、とくべつな歴史的経緯と目的性を背負う概念なのである<sup>22)</sup>。そこには、あるべき状態を「回復」するための「抵抗」という、通常の中立的な領域主権概念には見られない価値的要素が含まれるのであり、これこそが

恒久主権概念を「不可譲の絶対的権利」として構成する基礎を「開発の国際法」論者に与えることとなる<sup>23)</sup>。さらに彼らは、第二次大戦後徐々に国際社会の普遍的価値としての認識を獲得しつつあった民族自決原則に恒久主権概念の根源的基礎を求めることで、その上級規範性を一層確実にし、補償基準の決定に関して先進国が主張する「国際法」の規律を凌駕しようとしたのである<sup>24)</sup>。

もちろん先進諸国は恒久主権概念の上級規範性を認めず、多くの新独立国の誕生にともなって急増はじめた資源国有化の事例において、依然として補償基準に関する国際法の制約を主張しつづけたのであり、それは、1962年に国連総会で採択された「天然資源に対する恒久主権に関する決議」（決議1803）第4項における妥協的な両論併記<sup>25)</sup>という帰結をももたらした。しかし同時にこの決議は、天然資源主権の侵害は「国連憲章の精神と原則に反し、国際協力の発展及び平和の維持を阻害する」（第7項）とも宣言しており、民族自決原則の漸進的な結晶化ともいまって、恒久主権の主張は徐々に国際法による制約の主張を圧倒し始めていたといえる。それはやがて、74年のNIEO宣言に見られるような、途上国の主張のさらなる先鋭化へとつながることになる。

なお、国有化における補償基準をめぐる論争が上述のように平行線をたどり解決の見通しが立てなかつたため、いくつかの開発契約において私企業側は、契約の一部あるいは全部について受入国政府の一方的改廃を禁じる旨規定する安定化条項や不可変条項を契約に盛り込んだ。この安定化条項に対して途上国側は、契約の準拠法として受入国の国内法が指定されている場合には、この国内法を改正することで、安定化条項の存在にもかかわらず国内法上は合法的に契約の一方的改廃を行うことができると主張した<sup>26)</sup>。他方、安定化条項に国際法上の拘束力を見出そうとする国際法学者は、開発契約がそれ自体として直接に国際法秩序にその法的拘束力の基礎を置くとする見解や、受入国と外国私企業との開発契約への合意が、「合意は拘束する（pacta sunt servanda）」という法

の一般原則に基づく独自の（*sui generis*）法秩序に拘束力の基盤を置くとする見解を唱えた<sup>27)</sup>。これらはいずれも、開発契約を受入国の国内法秩序から切斷しようとする「契約の国際化」あるいは「契約の脱国内化」の試みである。これに対して「開発の国際法」論者は、その根拠の薄弱性を指摘し、国内法による開発契約の排他的規律を支持し続けた。しかしこの論争は結局、安定化条項によって国家の自己拘束を擬制しようとする「契約の国際化」論者と、国家による領域統治権限の絶対性の立場からそうした擬制を拒否する「開発の国際法」論者との間の水掛け論に終始し、国有化問題に関する有効な理論的突破口をついに提示できなかった<sup>28)</sup>。

## 第2節 体制選択権

国家の政治的経済的な政策決定における自律性を、主権概念、とくにその帰結のひとつである不干渉原則に依拠することで確保しようという試みも、やはりラ米諸国を中心としてすでに19世紀から行われていた。ただし、とくに当時の不干渉原則は大国の政治的意思にその存立基盤を大きく左右されたのであり、例えば米国や英国は、保守反動のための武力干渉の権利を公然と主張する神聖同盟諸国への対抗上、不干渉主義を強調し、ラ米諸国の独立を援助・承認したが、それはこれら諸国への経済的進出や政治的影響力の拡大を目的とするものでもあった。とくに、1823年に合衆国大統領が宣言したモンロー主義は、米州の地域単位の連帯を基礎としたうえで欧州と米州の相互不干渉を唱えるものであり、地域間での不干渉主義が強化された反面、米国は他の米州諸国にたびたび干渉を行った。それゆえラ米諸国は、例えば、国家の債務履行を強制するために軍事的措置に訴えて干渉することは違法であると主張するなど（ドラゴー主義）、不干渉原則のより一層の強化に余念がなかった。したがって、19世紀後半から第二次大戦前後にかけての不干渉原則の強化は、おもに米州大陸を舞台とした地域的レベルですすめられた。とりわけ、1938年にリマで開かれた第8回

米州会議においてコロンビアが提出した条約草案の第5条では、国家間関係を自國に有利に展開する目的で「経済的侵略（economic aggression）」や経済的性格を持つ「強制手段（coercive method）」に依拠することを非難する旨が宣言されており<sup>29)</sup>、戦後の新独立諸国により不干渉原則として主張される内容の一端が、ここで用意されていたことに注意すべきである。

第二次大戦後にそれまでの植民地体制からの独立を達成した諸国がまず緊要な課題と考えたのは、これら地域の天然資源や産業基盤の開発のために、従来植民本邦が海外協力法などの国内的法形式によって築き上げ、独立後も二国間開発協定などの形で引き継がれている、濃密かつ広汎にわたる旧宗主国との政治経済的紐帶の改革である。すなわち、途上国内の政治体制や経済構造に未だに色濃く残る旧宗主国の影響力・支配力を払拭し、旧宗主国との二国間関係における途上国政府の政策決定の自律性を向上させることが、植民地支配との決別のために不可欠と考えられたのである。しかし他方で、西洋資本主義文明が意味する経済発展、すなわち産業構造の高度化と貨幣所得の向上を成し遂げることのみが、過去の植民地体制のもとで世界資本主義システムに組み込まれてしまった途上国にとっての、不可避の発展経路となっていた。それゆえ、西洋をモデルとした産業化・近代化を軌道に乗せるために必要な、資本・産業技術・知識の蓄積や適合的法制度の運営能力を欠く途上国は、旧宗主国との紐帶を維持してこれらの欠乏を補う必要にも迫られていたのである。したがって多くの途上国は、先進国との政治経済的な「協力」関係をより一層発展させつつ、そこにおける自国の決定権とイニシアチヴを可及的に確保することを、当面の課題として設定した。そしてこの課題は、途上国の大権と独立の実質的確立に向けての重要な要素として、「開発の国際法」の体系にも組み込まれていた<sup>30)</sup>。とりわけ、かつて強大な植民地帝国であり、第二次大戦後もしばらくは植民地体制を維持したフランスにとって、独立国家となつたこれら地域についても従前のような政治経

済的紐帶を適切な変更を加えつつ継続していくことは、通商上・戦略上の影響圏を保持するうえで重要な課題であった。じっさい「開発の国際法」論者は、64年に「開発の国際法」として理論化の枠組みが与えられる以前から、フランスとその（旧）植民地地域との政治経済協力における法的形式や内容を実証的に研究していたり<sup>31)</sup>、あるいはフランス植民地出身の第三世界の国際法学者であったりするなど、フランス植民地体制に研究の背景を有する者が多い。

ただし、非植民地化の完遂を目指す発展途上諸国の運動が非同盟主義として組織化されると、運動の焦点は、途上国国内の政治経済的な体制選択や政策決定に対する東西陣営からの干渉を徹底的に排除することに収斂していった。そこでは、旧宗主国との協力関係における自律性確保というよりは、先進諸国の政治経済的影響力の端的な排除が問題の中核を占めることになり、上述の主権と協力の調整という問題意識は、強力な不干渉原理に彩られたラ米起源の主権概念が台頭するなかで、急速に忘れ去られていった。したがって、64年以降の「開発の国際法」の枠組みのなかで多くの論者が強調したのは、先進国の政府や企業による経済的な圧力や支配を払拭するための不干渉原則<sup>32)</sup>と、その結果として保障されることになる、社会経済体制や発展モデルの自由決定権<sup>33)</sup>であった。ここでは、欧米諸国が、植民地時代をつうじて構築した経済的な支配体系を利用して、途上国政府の国内的・国際的な場面における政策決定に干渉しようとするには、ラ米諸国による定式化を引き継いで、「経済的侵略（economic aggression）」と名付けられて非難された<sup>34)</sup>。1974年に国連総会において採択された「侵略の定義」決議（3314号）は経済的な侵略には言及していないが、「開発の国際法」論者によれば、経済的な手段による他国の内政への干渉も多くの国際的な規範文書により禁止されており<sup>35)</sup>、すでに一般国際法原則として確立をみているとされる。

こうして「開発の国際法」は、先進国と途上国との緊密な協力関係における適切な法的枠組みの

定式化という比較的穏当な方向性から離れて、60年代以降先鋭化しつつあった排他的な不干渉原則の影響を色濃く受けることとなったのである<sup>36)</sup>。

### 第3節 経済活動に対する包括的な領域主権：新国際経済秩序

前節で検討した、政治的・経済的・社会的な体制選択権は、途上国の政策決定における自律性を中心とする、非有体的、事項的な側面での領域主権（統治権）の強化を目指したものであり、他方で、第1節で検討した天然資源に対する恒久主権は、対物的な所有管理の権限としての領域主権を対象としたものであるが、いずれも国家領域内における自国政府の支配力強化を目的としており、他国の政府や企業による影響力を極小化するために排他的な領域的管轄権を強調する点で共通性をもっていた。それゆえこれら二つの系列の主張は、1970年前後になると相互に同調はじめ、国家主権の属性としての対外独立性・国内最高性という、より一般化された枠組みで論じられるようになった。そして発展途上諸国や「開発の国際法」論者は、そのような一般的・抽象的な国家主権概念を、とくに現代の途上国のおかれた状況を考慮して解釈した結果として、いかなる具体的な権利が途上国に認められ、それに対応するいかなる義務が先進国に課せられるのかを、包括的な権利義務のカタログとして定式化することを試みた。その一端は、1970年の友好関係原則宣言において、古典的な不干渉原則を武力行使禁止や民族自決などの新しい基本原則によって強化する形で確認されている。これは主に政治的側面における国家の独立確保を対象としたものであったために、イデオロギー対立の激しい国際社会で唯一共有される普遍的価値を体現したものとして、以後の学説と実行において重要視された。しかし他方で発展途上諸国の関心は、国家間の政治的関係のみならず経済的関係をも同様に不干渉原則によって整序することにあり、この点で友好関係原則宣言は目的の半分しか達成していないと考えられた。それゆえ次の課題は、植民地体制の残滓たる従来の従属的経

済関係を、不干渉原則を中心とした主権並存原理を確立することによって清算し、国家間に新たな経済的秩序を樹立すべきである、という趣旨を諸国の共通認識として規範文書化することであった。

この運動を先導したのは、70年代初頭から石油資源に対する多国籍企業の支配をつよく批判はじめた産油国であった。73年9月の非同盟諸国アルジェ会議では天然資源や経済活動に対する主権の回復が主要な議題となり、その首脳宣言ではじめて「新国際経済秩序」という表現が登場した。その翌月に起こった第4次中東戦争に対してアラブ諸国は、国際社会がイスラエルにアラブ諸国への侵攻を断念させない限り、原油を5%以上減産するという石油戦略をとり、国際舞台での発言力を強化した。この余勢をかって、アルジェリア元首の要請により第6回国連資源特別総会が1974年4月に開催され、そこでコンセンサスで採択されたのが、新国際経済秩序（NIEO）樹立宣言（決議3201）とその行動計画（決議3202）であった。そしてその内容は、天然資源に対する恒久主権や政治経済体制の自由選択権など、従来からの途上国の経済的関心事項をさらに包括的に綱領化したものであり、排他的な経済主権の主張がまさに頂点に達したといえる。特にその第1条は、過去数十年の間に多くの人民が外国の植民地支配から独立を達成したことは極めて重要な進歩であったしつつも、依然として残存する植民地支配、外国による占領、人種差別、アパルトヘイト、新植民地主義などが発展途上諸国の完全な解放への重大な障害となっているとして、既存の国際経済秩序のもとでは国際共同体の均整な発展は不可能であると宣言する。そして、新たな国際経済秩序の基礎となるべき諸原則が第4条において列挙されるのであるが、そこでは上述のような排他的経済主権の主張が非常に明確な形で示されている<sup>37)</sup>。

他方72年の第3回国連TADにおいても、メキシコ大統領エチェベリアの提唱により、国家主権原理の経済的側面における帰結を包括的な権利義務体系として定式化する作業が開始された。

UNCTADで起草・採択された草案は国連総会に提出され、これを討議するための作業部会が設置されたが、そこでは特に第2条2項の多国籍企業規制権限と国有化権をめぐって先進国と途上国のあいだに決定的な意見の対立が生じたため、結果的に途上国が強行採決に踏み切り<sup>38)</sup>、74年の総会において16カ国の反対・棄権を伴いつつも「国家の経済的権利義務憲章」（決議3281）として採択された。じっさい、この憲章に提示された諸原則の大部分は、コンセンサスによる採択が可能であったNIEO樹立宣言をほぼそのまま受け継いでいるのであるが<sup>39)</sup>、第2条2項（c）に定められた国有化における補償基準の規定のみが、NIEOでは言及されなかった、かつ先進国が譲歩できない部分であった。同規定は、国有化を行う国家は、「自国の関連法令及び自国が関連すると認める全ての事情を考慮して、適当な補償を支払うべきである」としており、62年の「天然資源に対する恒久主権決議」が補償基準の準拠法として妥協的に国内法と国際法の両方に言及していたことにくらべて、大幅に途上国の立場に接近したものとなっている。また第2条1項は、従来言われてきた「天然資源に対する恒久主権」の理念の外延を拡張し、「すべての経済活動」に対する「完全な（full）」恒久主権を謳っており、領域内の経済活動一般に対する国家の包括的な管轄権への志向が一段と強く表明されているのである<sup>40)</sup>。そして最も重要なことは、第7条が「いかなる国家も、その人民の経済的、社会的及び文化的発展を促進する第一義的責任を有する」と述べ、そのために国家は開発の手段と目標を選択し、国内のあらゆる資源を動員・利用する権利をもつとしていることである。ここでは国内の経済開発問題が当該国家及び政府の専管事項であるとされ、開発のための「国際協力」が行われる形態に著しい限定が加えられている。このことは、次章で見るよう、「開発の国際法」の中心的な理論と制度が構想される際に隠然たる影響を与えることとなる。

## 小括

以上本章では、60年代前後に一挙に植民地支配からの独立を達成した発展途上諸国が、国内でおもに植民地主義の残影を払拭し、政治的・経済的・社会的事項に関する政府の排他的な領域主権を確立するために、すでにラ米諸国によって推進されていた、天然資源に対する恒久主権、あるいは経済的側面にも及ぶ不干渉原則、などを定式化する運動に合流し、国際組織などにおける先進諸国との論争を契機に団結力を強めて、その立場を一層先鋭的なものとしていった経緯を概観した。1960年から1974年にかけての時代精神は、まさにこの国際的自律性と国内的支配基盤の確立に向けた途上国政府の希求につよく影響されていたのであり、「開発の国際法」論者ももちろんその例外ではない。彼らの多くは領域主権確立に向けた途上国政府の運動を理論的に後押し、先進国政府や一部の国際法学者が「一般国際法」と称するルールから、途上国政府の意思決定の自律性を保護することを重要な課題として位置付けていた。そしてそこで彼らがみずから主張の基礎として依拠するのは、きわめて古典的な領域主権原理、あるいはそこに過去の植民地支配の歴史を読み込むことで途上国にとってさらに有利に再構成された恒久主権概念である。そして、石油危機を契機としてそうした主張が最高潮に達したのが、74年のNIEOや経済的権利義務憲章という一連の国連総会決議であった。

一方、64年にその開始が宣言された「開発の国際法」運動は、その後しばらくは理論的な体系化と一般化がなされず、散発的な議論の提示にとどまっていたが、74年のNIEOの宣言に向けて発展途上諸国の団結と発言力が一段と高まるのと機を同じくして、「開発の国際法」の一般理論というべきものが現れ始めた。例えば73年のフランス国際法学会大会の統一テーマは『発展途上諸国と国際法の変革』であり、ここで報告を行ったフロリーとフェールは、それぞれ「開発の国際法」の基礎理論の提示を試みている。その内容は次章で分析するが、ここで留意しておくべきことは、彼

らは国家間の経済的不平等を是正するための基本原理として、形式的な主権平等原則を相対化して途上国に権利義務の優遇を与える必要性を唱える一方で、それとほぼ同じ比重をもって、途上国の独立の防衛手段として伝統的主権原理の擁護と強化を訴えていることである。そこでは、本章で概観したような、恒久主権や不干渉原則の確立を目指す当時の理論的実践的な運動状況が積極的に支持され、これが「開発の国際法」の重要な要素のひとつとして位置付けられている<sup>41)</sup>。つまり、彼らの提示する「体系」においては、伝統的主権原理に対する擁護と批判が明確に二つの柱として据えられている。そしてこのような行き方は、序章で示したヴィラリーの折衷的・二面的な基本姿勢を踏襲するものであり、76年のフロリーの著書をはじめとして以後続々と出版される「開発の国際法」の体系書においても、この論理構造は維持されることとなる。

## 第2章 「開発の国際法」の理論と制度

1964年に創設されたUNCTADにおいて発展途上諸国が最も重要視した課題は、自由主義的貿易原則に沿って形成された先進国間の国際通商体制を、より途上国に配慮した制度へと変革し、国際通商上の途上国的位置を改善することであった。とくに、64年の第1回UNCTADにおいて基調報告をおこなったプレビッシュは、自由貿易原則は途上国の国内的産業基盤を未成熟な状態におしどめ、先進国と途上国の貧富の格差を永続化するものであるとして、積極的な介入主義により途上国の産業構造の高度化を可能にするような制度枠組みを国際通商体制に導入するべきだと主張した。他方で、序章で述べたように、国際法学ではこのUNCTADの開催を契機として「開発の国際法」の理論構築が開始されたのであり、その主張の内容は主として、途上国がUNCTADで推進した国際通商枠組みの変革を、法理論的な見地から後押しするものであった。つまり「開発の国際法」は、自由貿易原則やそれを支える古典的国際法体系とは全く異なる論理が先進国と途上国の関係には適

用されるべきだとして、主権平等原則の相対化により途上国に有利な権利義務関係を創出しようと試みるのである。

しかし本章でさらに論証したいことは、「開発の国際法」理論のそうした革新的な主張は常に、まさに彼らが批判の対象とする伝統的主権原理から出発しており、それゆえその理論体系は、不羈の権力機構としての主権国家が並存する状況下での富の再配分という最も困難かつ理想主義的な構想として現れざるを得なかったということである。本章では、「開発の国際法」の中核をなす一般理論と、それが国際通商枠組みにおいていかなる法制度として実現されたか（されなかつたか）を概観することにより、そこに見られる表層の革新性と深層の守旧性とを抽出することとした。

## 第1節 前提

「開発の国際法」論者がその理論を構築していくうえで共有する状況認識は、現代の国際通商体制が先進国間における自由貿易原則を制度化したものであり、発展途上諸国の経済的低開発を解決するための装置を全く備えていない、ということである。つまり、第二次大戦後に形成されたブレトン＝ウッズ体制は、戦間期の競争的な相互窮乏化政策が世界政治経済のブロック化を招き、勢力圏獲得競争としての世界大戦を引き起こしたとの教訓のもとに、高関税や輸入制限など政府による国際経済への介入を抑制して物品・資本の自由な国際移動を保障することを基本精神としている。それゆえ現代の国際通商体制の核となる原理は、19世紀的な経済的自由主義（レッセ＝フェール）であり、これを実現するための法的枠組みも、まさに19世紀に自由な国際経済活動を支えるために欧州諸国がおこなったように、通商介入措置（輸入制限など）の撤廃を中心とするものである<sup>42)</sup>。そしてこのような通商自由化義務は、各国の主権平等を前提として、対等な義務を各國が負うことによって、相互主義的に遵守が確保されることが予定されている。こうして「開発の国際法」は、現代における国際通商の法的枠組みを、自由主義

（政府権力の不介入）と相互主義（対等な自由化義務）という二つの原理によって代表させるのである。

UNCTADにおけるプレビッシュの報告は、このような政府介入の排除に基づく通商制度を批判し、未成熟な国内産業基盤を先進国の輸出から保護するための通商規制権限を政府に与える必要性を説くものであった。そしてその内実は、途上国の領域内への物品や資本の流入を水際で規制しようという、国家の最も基本的な領域的管轄権の確認に他ならず、それはちょうど、恒久主権や不干渉原則の主張が、国家領域内における先進国企業の活動に対して政府の排他的規制権限を確立する試みであったことと、きわめて相似した論理を有していた。この基本的論理の一致が、これら両系統の運動を「開発の国際法」に共存させることを可能にした要因であり、「開発の国際法」は、途上国政府の政策決定における自律性の確保を一貫した課題として抱えていたといえる。

にもかかわらず「開発の国際法」の中心命題が、伝統的主権原理のさらなる強化ではなく、むしろその相対化におけるのは、特に通商分野においては、途上国政府の領域内排他的管轄権を確立するだけでは途上国に利益が十分にもたらされないと考えられたことによる。途上国政府には、国際通商体制（とりわけGATT）に参加しないことで制約なく通商規制権限を行使するという選択肢ももちろん保証されているが、途上国にとって利益を最大化する方法は、GATTに加入して先進国間の関税引下げの恩恵を無差別最惠国待遇により享受しつつ、他方で自国に課せられるGATT上の自由化義務を免除され、自由な通商規制権限を手に入れることであった。したがってそこでは、単に国際法の原初的特性である一定領域内の自律的・排他的な主権的権利行使を確保するだけでは不十分であり、GATTという任意に設定された国際制度においてその権利義務体系を途上国に有利に差異化する論理を用意する必要がある。すなわちそれは、元来すべての国家に与えられている領域的管轄権（通商規制権限）を、GATTにおいて

ては途上国のみが発動できるようにする仕組みの創出を意味し、これが伝統的主権原理の相対化、あるいは、後述する「国際法規範の二重化」という命題を要請する直接的契機となったのである。

「開発の国際法」は、こうした試みを正当化し実現させるための論理として、特に通商分野に関しては、政府の不介入という消極的義務を相互主義によって実現していく経済的自由主義の法構造が、古典的国際法の中心的内容をなしていた「共存の国際法」そのものであると批判する。経済的低開発の問題を解決するためには、途上国を優遇し先進国に負担を課すような権利義務関係を設定することで国際通商活動に政府が介入する必要があり、こうした、各国に積極的行動を指示する法構造こそが、現代国際法の特質である「協力の国際法」のもので求められるというのである<sup>43)</sup>。このような、不介入から介入へ、弱肉強食から相互扶助へ、共存から協力へ、という国際経済関係の反転の必要性を、「開発の国際法」は、夜警国家・自由主義国家から社会国家・行政国家へという国内政治経済構造の転換を類推することにより論証しようとする。対等な主権国家間の関係を規律するために近代市民法の概念を取り入れつつ形成されてきた国際法が、次の発展段階として現代社会法の国家間における実現を目指すべきだとする議論は、国際法における国内法的思考様式が流布している状況では当然の発想ではあったが、それは「開発の国際法」のもつ問題点をも端的に表していた。

## 第2節 主体

### (1) 法主体に関する認識の具体化

従来の国際法体系を批判するにあたり、「開発の国際法」が議論の出発点に置くのは、法主体に関する議論である。すなわち、伝統的国際法において主権国家たる資格を有していたのは西洋諸国に限られていたため、そこではそれら諸国の社会構造や経済発展段階の同質性を背景として、全ての国家を抽象的な人格に還元し、単一の法的カテゴリーに帰着させることができた。しかし、

かつて植民地支配のもとにおかれた低開発地域は、いまや主権国家として独立し国際社会の一員となっているのであるから、伝統的国際法の前提が根本から変容を迫られているとされる。

まず彼らが批判するのは、伝統的国際法の形式性・抽象性である。近代法の基本的な精神は、価値判断や主觀性が不可避的に混入する自然法論を避け、客観的に観察可能な基準を用いて中立的科学主義を確立することであり<sup>44)</sup>、それは社会秩序の予見可能性を高めて経済活動を安定的にすすめようとする市民階級の要求の反映でもあった。こうして出現した法実証主義の方法論は、強制力に担保された国家法という形式をもって規範生成の基準としたため、社会の現状や変化への要請に注意を払わない、形式的・概念的な体系をもつこととなった。また近代市民法においては、国家と市民を二元的に対置したうえで、市民社会を画一的に規律する一般法こそが市民の「法的」平等を保障すると考えられ、個人がおかれた経済的・社会的な身分や状況はむしろ積極的に考慮から除外される。「開発の国際法」論者によれば、近代市民法の精神に大きく依拠して形成された近代国際法体系は、近代自由主義思想の産物である「人一般」の観念、すなわち一元的かつ抽象的な法主体の把握を国家間関係にも持ち込み、国際法主体である国家を、一般法のもとで同等の権利義務を享受する均質な主体として、きわめて形式的に捉えているとされるのである<sup>45)</sup>。

「開発の国際法」は、このような近代的価値観に支配された伝統的国際法の構造と法主体の認識は、現代では妥当性を持ち得ないという。つまり、比較的同質な社会経済構造をもつ欧米諸国による国際法人格の独占が崩れ、発展途上国という経済発展段階の大きく異なる主体が国際社会に参加するようになった現代においては、そのような一元的・抽象的カテゴリーへと全ての法主体を還元することは適切ではなく、それぞれの主体が置かれた社会的状況を具体的に勘案する必要がある<sup>46)</sup>。そこでは、一般法のもとで全ての主体に同様な権利義務を賦与する「法的」平等はもはや新たな法

主体の支持するところではなく、むしろ各主体が直面している社会的状況に応じた個別的・具体的・多元的な特別法によって、「実質的」平等の実現が求められるのである<sup>47)</sup>。こうした議論において「開発の国際法」論者がしばしば依拠するのは、国内法が辿った歴史的変遷である。すなわち、国内の近代市民法も実際には特定の階級のみをその法主体として念頭においていたのだが、大衆的な政治参加がすすむにしたがって、国内法は大きくその構造を変化させ、個々の具体的困難に対処するための社会立法を発展させていった。それゆえ、途上国の出現により法主体の具体的な事情を考慮せねばならなくなつた国際法においても、これに対処するために社会立法類似の措置が取られる必要があるとされるのである<sup>48)</sup>。

近代法の特質や、近代国際法に見られる近代市民法の影響に関しては、「開発の国際法」論者の理解はおそらく正しいものであろう。じっさい、国家領域内において一元的な権力集中を果たした近代国家は、他の国家との関係においては、固有の財産と意思を持つ人格として現れ、市民法的な意思自治の原則によって規律されると考えることもあながち不自然ではなかったであろう。しかし途上国にとっては、国内的権力集中と国際的自律性の獲得により、国家をまさに「近代」的主体として確立することが、第1章でみたように、「現代」における最優先の課題であった。そして「開発の国際法」も、一体かつ不可侵の人格である領域国家の並存体系として国際関係をとらえ、この基本構造を維持強化していくことを重要な課題として内在させていたのである。そして、このような近代国内法的思考様式を起点とする国際関係の理解<sup>49)</sup>は、開発という課題の解決に関する彼らの分析枠組みをも強力に規定することとなる。つまり、経済的低開発という状態は、擬人化された「国家」を単位とする貧富の格差として認識され、そこからは自然に、富める者から貧しい者への所得移転を中心とする社会立法が、国家という世帯の間でも行われるべきだという論理が導き出されてくるのである。

もちろん、いくら貧者が多数を占めようと、その意思を反映する権力機構の存在しない国際関係においては、富の移転は原則として富者の倫理的な、あるいは実利目的の行動に期待するほかない、それが「開発の国際法」の致命的難点であるはずだった。しかし、途上国の圧倒的多数によって次々に成立する国連総会決議、石油危機を契機とする「資源外交」の有効性の認識、そしておそらくは、「開発の国際法」論者が先進国の中知識人として抱く自責の念や罪悪感、などの複合的要素の存在により、そのような理論的かつ実際的な基盤の危うさは覆い隠され、以後の理論構築においてもここで述べた基本路線が継承される。

## (2) 国家の類別化

次に、法主体を具体的・個別的に認識するためには、それぞれの国家が置かれた具体的な状況に即して国家の類別化がなされねばならないと主張され、様々な基準や要素ごとに国家を分類していく作業が行われた。これが、初期の「開発の国際法」における研究の中心であり、後の一般理論と実証的体系の構築を準備した。

こうした国家の類別化の試みは、まず、経済的困窮に直面し国際的援助の対象となるべき「発展途上国」とはいかなる国家なのかという点、すなわち、先進国と途上国を分かつ基準を確定することから開始された。当初は、一人当たりの国民総生産や貯蓄率、第二次産業比率、識字率などの数値的基準により「途上国」を一般的に定義する試みも行われた<sup>50)</sup>。しかし、算術的基準は必ずしも新独立国の直面する具体的問題を反映しないこと、各国のなかには信頼可能な経済統計を作成する能力を欠く国もあること、様々な国際組織がすでに固有の基準により「途上国」を特定しているため明確で有用な統一的基準の設定が困難であったこと、などの要因から、この方針は早期に見限られた。そこで次に、主に発展途上国の開発に携わるいくつかの国際組織において作成されていた、当該組織が「途上国」と認める国家のリストを素材として、リストの設立法上の根拠やそこでの途上国選定基準を実証的に調査し、それらを比較検討

する作業が進められた。しかし、諸々の国際組織が作成するリストの間に有機的関連を見出すのは困難であったうえに、リスト方式においていかなる数値的基準を用いるかが再び問題になったことなどから、リスト方式は研究対象としても、また実行上も、不適当とみなされていった。こうして、「途上国」を識別する客観的基準を確定する試みはほぼ放棄され、68年の第2回UNCTADにおいて、一般特恵制度の受益国を決定する際の方式として、「自己選択（autoélection）」方式が承認されたのである<sup>51)</sup>。

もちろん発展途上諸国にとって、彼らの団結を維持するためには自己選択方式が最も有利であった。そして「開発の国際法」論者も、みずからの規範的主張を現実のものとするために、途上国の団結とそこから生成する強力な発言力を必要としていたのであり、彼らにとってこの方式は好都合であった<sup>52)</sup>。そして「開発の国際法」理論化の試みは、こうして形成され確定された「途上国」グループと先進諸国との間に適用されるべき一般的な国際法原則を提示するという、次の段階の課題へと移った。

### 第3節 原則

#### (1) 国際法規範の二重性

「開発の国際法」論者は前述のように、伝統的国際法における国家平等観念の形式性に批判を向ける。彼らによれば、伝統的国際法は、その法主体たる諸国家の社会経済的状況や生活水準が事実上の同質性を有していたことから、関心の対象を国家間の政治的秩序の維持に限定することが可能であり、そこでは特に、中小国を强国の政治的干渉からいかに保護するかが焦点となった。国家間の事実上の不平等が、このような政治的な「力の不平等」にとどまっている場合には、その国力の格差を捨象して諸国家の形式的・画一的な等位性を原則化することが、国際法の主要な機能となる<sup>53)</sup>。それゆえ伝統的国際法は、諸国家に対して一様に平等な人格を与え、その領域的な所有管理権と意思決定権を保障するという、国際社会の制

憲的規範を構成するものの、それ以上には国家間の具体的経済生活には介入せず、特定の価値観・秩序観のもとに意思自治を制限することも行われなかつた。また、国家間の社会経済生活において締結される契約的合意は、権力機構が存在せずとも確実に履行がなされるよう、同等性のある義務を相互に受諾する双務的合意のかたちで構成されるのが通常であった。「開発の国際法」は、伝統的国際法が構築するこうした形式的平等・一般的自由の原則と、そのような社会における合意の相互主義的性質を、批判と変革の対象としてとくに重要視する。そしてこれらの諸原則を「開発の国際法」の精神にしたがって現代的状況に適合させていくためには、国際法規範そのものの理念的基礎を、中立的不介入から目的的介入へと移行せざる必要があるとされる<sup>54)</sup>。

「開発の国際法」においては、「具体的国家」観により把握された途上国の経済的困窮を、国際社会が全体的事業として解決していくことが、とりもなおさず現代国際法が内蔵する「目的性」であるとされる<sup>55)</sup>。そして、伝統的国際法において中心的位置を占めていた諸原則は、この目的性の精神のもとに、「開発の国際法」の諸原則へと再解釈されていく。まず、諸国家を形式的画一的に平等に扱うことは、中小国に政治的地位を保障する反面、経済的困窮に喘ぐ途上国に発展をもたらすという「目的」には適わない。「力の不平等」とは違い、「発展の不平等」、経済的格差は、その存在を否定して形式的に平等に扱うことで解決する問題ではなく、先進国から途上国への実質的な富の移転を待ってはじめて解消される種類の不平等だからである<sup>56)</sup>。それゆえ、「具体的国家」観により諸国の経済的社会的格差が問題として浮上してきた現代国際法においては、諸国間の不平等を単に無視する形式的平等ではなく、諸国の経済状況が現実として均等化される実質的平等の境遇が目的的に追求されねばならない<sup>57)</sup>。

このような実質的平等に向けた介入的再分配を、国際関係において具体的に実現していくための手段として「開発の国際法」が提示した論理が、い

わゆる「国際法規範の二重性 (dualité des normes)」である。これを74年の学会報告のなかで最初に定式化したフェールによれば、「従来国家間の関係を一様に規律してきた单一の法体系は、以後、権威において同等の、並立する二つの法体系にとってかわられる。ひとつは先進国間の関係を規律し、もうひとつは先進国と途上国との間の関係、あるいは途上国間の関係を規律する」<sup>58)</sup>。この定式化における核心はもちろん、先進国と途上国との間には、先進国の片務的負担と途上国の專有的特権を含むような非対称で差別的な規範体系が用意されねばならない、ということにある。しかし同時に留意されてよいことは、ここでは単に先進国・途上国間における規範の「差異化」のみに焦点が絞られているのではなく、先進国間の規範をも視野に入れた「二重性」として定式化されている点である。すなわち「開発の国際法」は、先進国・途上国間での差別的規範体系の確立を追求する一方で、先進国間の平等・自由主義の国際通商制度に対しても強い关心を持っていた。本章第一節で述べたように、先進国間での相互的な通商自由化の恩恵は、みずからは利益を提供しない途上国にも無差別最惠国待遇により等しく利用可能となるのであり、それゆえ「開発の国際法」は、先進国間の相互的自由化制度を土台としつつ、そのうえに途上国優遇制度を構築するという設計図を描いたのである。言い換えれば、途上国と「開発の国際法」論者の構想では、先進国間の国際通商制度とは全面的に異なる規範体系を持つ途上国間の国際制度を新規に創出して両者の関係の差異化を図ることは全くナンセンスであり、あくまでも先進国間の制度に軸足を置いたうえで、これを途上国に有利に変質・二重化させる必要がある。このように、単に別種の並存的国際制度を創設するのではなく、既存の国際制度における体制内変革を試みる精神が「国際法規範の二重性」という論理には内在しているといえる<sup>59)</sup>。しかしさまにそれゆえに「開発の国際法」は、既存の国際制度内において規範を二重化する必要性と正当性を先進諸国に飲み込ませ、これを実現していくための

論理を提示するという困難な課題に直面するのである。もちろん彼らにとっては「規範の二重性」の正当性は「開発の国際法」が内包する目的性から導出されるのであるが、この目的性を先進諸国にも共有させるための論理として、「国際共同体」や「連帯」などの概念が動員されることになる。この点については第3章で検討する<sup>60)</sup>。

## (2) 非相互主義

意思自治原則に基づく国際社会の経済生活に向けられた「開発の国際法」の批判は、自由主義と表裏一体をなす相互主義原則にも及ぶ。契約的合意が自律的に実現されるよう契約義務に双務性と同等性を持たせることは、権力的執行機関が存在しない国家間関係においてはより一層重要である。しかし、前述のように「規範の二重性」の論理においては、そもそも先進国と途上国とが同等の権利義務の主体とされることが実質上の不平等拡大要因なのであり、両者の関係には非対称的・片務的な規範が適用されねばならない。それゆえ、同等性のある関税譲許の交換という形で先進国相互の通商自由化を担保促進する相互主義原則は、途上国との関係では援用されるべきではなく、先進国は対価を期待しない譲許・優遇措置を途上国に提供せねばならないと主張されるのである。

こうした「非相互主義」の主張は、60年代初頭から国際組織の決議のなかに姿を見せ始め<sup>61)</sup>、第1回UNCTADで採択された一般原則においても、国際通商体制に対する途上国の要求として確認された<sup>62)</sup>。「開発の国際法」論者は非相互主義原則に論理的説明を与えようと試み、ヴィラリーが最初にこの課題に取り組んでいる。彼はまず、あらゆる社会的・経済的な諸関係が安定的に営まれるために、そのそれぞれの関係において何らかの形で相互主義原則が介在していかなければならないとして、相互主義原則の遍在性を議論の前提におく<sup>63)</sup>。そして、私人間の双務契約の原理にみられるように、主体相互の対等性を尊重するすべての法は相互主義にその基礎を置くのであり、とくに集権的機構を欠く国際関係においては、法規範の生成・定立やその実現・履行の場面で当事者間に

相互主義的関係を確保することが、法の実効性を担保するうえで不可欠の条件であるという<sup>64)</sup>。しかし同時に彼によれば、相互主義とは各当事者の権利義務や待遇の形式的な同一性 (*réciprocité formelle*) を必ずしも意味しない。むしろ、形式的には当事者間の対等性が実現されていない場合でも、各当事者の置かれた社会的文脈や、合意形成に向けた交渉過程での非公式な取極めや暗黙の了解を考慮すれば、当事者間には包括的な均衡性が必ず確保されているはずであり、こうした超法規的因素をも加味した実質的相互性 (*réciprocité réelle*) の観点から各々の規範や合意を検討する必要があるという<sup>65)</sup>。

このようにしてヴィラリーは、契約的合意や一般的法規範に内在する相互主義原則を、事実の社会学的な観察から導かれる、規範的価値観を含まない説明的原則 (*principe explicatif*) として提示する。しかし他方で彼は、実質的相互性は当事者間に最低限の同質性と均衡性が存在する場合にしか到達され得ないという。当事者間において社会経済状況や交渉力の著しい格差が存在する場合には、たとえそこで権利義務の同一性という形式的相互性が確保されていても、それは実質的相互性と包括的均衡性を実現していないのである。この場合には相互主義は、すでに社会的事実として存在する説明的原則としてではなく、将来の目標として追求されるべき規範的原則 (*principe normatif*) として提示される<sup>66)</sup>。そして、将来の実質的相互性の基盤を準備するためには、先進国から途上国への援助や特別待遇の賦与が「連帯」や「協力」の原則に基づいて行われねばならないが、これらの原則は相互主義原則と相容れないわけではなく、むしろその基盤を整備・補完するものと考えるべきだと結論付ける<sup>67)</sup>。こうしてヴィラリーは、相互主義を国際法における基本原理として位置付けつつも、それが正しく機能する環境を整備するための一時的な逸脱措置として、途上国への非相互主義を正当化するのである。

このヴィラリーの議論や、UNCTADでの途上国の主張を受け、非相互主義原則は「開発の国際

法」の理論体系に採り入れられていった<sup>68)</sup>。ここでの非相互主義とは、先進国間の国際通商制度において途上国への優遇措置を「対価の提供なし」に与えよというものであり、前述の「規範の二重化」という主張を言い換えたものである。それゆえそこには、「規範の二重性」の場合と同様、いかに非相互主義の必要性と正当性を先進国に承服させるかという難題が存在するのであり、ヴィラリーや他の論者は、実質的相互性の実現に向けた「連帯」の必要性という論理に、その基盤を求めたのであった。こうした問題は、「開発の国際法」諸原則の法的拘束性をめぐる議論へつながるのであるが、この点は次章で検討する。

#### 第4節 制度

戦後の国際通商体制は、戦間期の相互窮屈化政策やブロック経済化の教訓を踏まえ、各国の通商規制権限を関税に一本化し、かつ関税率自体も締約国間の交渉により漸進的に引き下げていくことを基本原則とする。もちろん、戦間期の保護主義の昂進は先進諸国における国内政治経済体制の民主化・大衆化を構造的背景とする現象であり、保護主義への国内的圧力は第二次大戦を経たからといって沈静化するような一過性のものではなかった。それゆえ戦後の国際通商体制の構想も、各国の通商規制権限を完全に奪って保護主義を封印するような法的枠組みを構築しようとするのではなく、むしろ関税その他の通商規制措置により国内の社会経済秩序を柔軟に維持する権限を各国に相当程度残すものであり、純粋な自由主義（レッセ＝フェール）の体制とは言い切れない。しかし、やはり通商の自由化はそこでの基本理念のひとつであり、各国はGATTのもとでは通商規制権限の行使をある程度制限されることも事実である。発展途上諸国はこの点をとらえてGATTを自由主義の体制であると規定し、自由主義は国家間の不平等をさらに悪化させるから、介入主義的に途上国に権利義務の優遇（規範の二重化）を行って実質的平等の実現を図るべきだとする。そこで途上国が求めたことは、まず何よりも通商自由化に関する

るGATT義務の免除であり、それにより自国の水際における自由な通商規制権限を「回復」することであった。そして次に、先進国にも積極的な途上国支援行動を義務付けるような制度の構築が要求された。前者は途上国における領域的管轄権の自由な行使の容認にとどまるため、先進国にも比較的容易に受容されたが、後者は途上国への富の移転を先進国に積極的義務として課すことを意味し、それゆえ抵抗も大きく、完全な実現には至らなかった。

#### (1) 途上国の義務免除

GATTの通商自由化義務の中心をなすのは、通商制限措置の関税への一本化、つまり関税以外の措置（数量制限や輸入割当など）の禁止である（11条）。しかし国内産業基盤がいまだ未成熟な途上国においては、先進国工業製品の国内への流入を排除して純粹に国民的な工業化の基盤を確立しない限り、国家全体の発展、西洋へのキャッチアップは永久に不可能であると考えられていた。このような経済的な国粹主義を支配・統治の正当化基盤ともしていた途上国指導者層は、国内産業の保護育成を遂行するための通商規制手段として、関税だけではなく、より強力な制限措置を必要としていた。ゆえに途上国はGATTの締約国会議において、数量制限撤廃などの義務を途上国に関しては特別に免除するよう強く要請し、これは54—55年の会期において先進国により承認されることとなる。こうして新たに置かれた18条Bは、国際収支を擁護する目的での数量制限発動を緩やかな条件のもとで途上国に許可するものであり、常に外貨不足に悩む途上国にとっては、事実上いつでも数量制限を発動できることを意味した。また、これらの制限措置の発動要件適合性に関する締約国団の審査<sup>69)</sup>もしだいに形骸化していく、ほとんどの途上国でこの条項を利用した保護主義的通商体制が常態化することとなった<sup>70)</sup>。この条項は、いわゆる「途上国」のみを対象として数量制限撤廃義務を免除するものであるから<sup>71)</sup>、その意味で「規範の二重性」の実現であるといえる。また、この条項に基づく途上国の数量制限に対して先進

国が対抗的に関税引上げなどの規制措置を取る権利は、きわめて厳格な制限のもとにおかれており<sup>72)</sup>、途上国への義務免除が「非相互主義」的ななされているといってよい。

ところで、通商自由化に向けたGATTの枠組みを実質的に支えるのは、関税という形に一本化された通商制限措置を、ラウンドとよばれる多国間交渉において漸進的に引き下げていくという仕組みである。しかし各国には保護主義への誘因がつよく存在するのであり、にもかかわらず関税引下げが行われるためには、自国の譲歩に応じて他国も譲歩を行うという相互主義の原則に基づくことが、政治力学上の必然的要請であった<sup>73)</sup>。これに対して途上国は、先進国の関税引下げと同等の関税譲許を提供することから免除されるという特権を要求した。もちろんその背景には、たとえ途上国が相互主義的な関税譲許を行わなくとも、先進国は他の先進国との間で行った相互主義的譲許を無差別最恵国待遇により途上国にも賦与せねばならないという制度的な好条件の存在があった。これにより途上国は、先進国間の関税交渉を傍観しているだけでその果実を自動的に獲得できるのであり、こうした相互主義原則の「抜け穴」が存在する以上、途上国が関税譲許の提供に消極的になることに関しては先進国も黙認せざるを得なかつた。それゆえ、前述した数量制限を許容する決定

（第18条B）と同時期の54—55年GATT締約国会議において、途上国に対して相互主義的な関税譲許を期待しないことを確認的に規定した条項<sup>74)</sup>が新設されたときも、先進国の反対はそれほど強硬ではなかつたのである。この譲許の非相互主義の原則は64年のUNCTADでも確認され、同年開始されたケネディラウンド交渉の閣僚会合においても、ラウンドの手続規則として、途上国に対して相互主義的譲許を要求しないことが合意された<sup>75)</sup>。さらに66年に新設されたGATT第四部も、この非相互主義の原則を改めて確認しており<sup>76)</sup>、ラウンド交渉において途上国が関税譲許の提供を免除されることは、事実上ほぼ確立した原則となりつつあった<sup>77)</sup>。

こうして、GATT初期から第1回UNCTAD前後に至るまでの発展途上諸国を中心的な要求は、GATTという先進国間の国際通商制度に加わってその恩恵を享受しつつ、みずからは通商規制撤廃や相互主義的関税譲許の義務から免除され、国際通商に対する規制管轄権を自国国境において自由な形態と程度で行使できる権限を確保することであった。つまり「開発の国際法」の試みが開始される前後までは、途上国政府の主たる関心は、第1章で述べた排他的経済主権確立への運動や、ここで検討した自由な通商規制権限の確保に向けられており、後に定式化される「規範の二重性」や「非相互主義」などの原則も、この時期には途上国の領域主権強化を確保するための論理として現れていたのである。そしてこれらの要求については先進国も相当程度承認せざるを得ず、途上国政府は大幅な経済的管轄権を手中に収めることとなり、「開発の国際法」の試みはこの段階では一定程度の現実的基盤を得ていたといえる。

しかし途上国は徐々に、自国の領域主権を確立するだけでは経済開発の促進には不十分であると気付き始めた。天然資源の開発や自国産業の基盤整備のために、やはり先進国の資金や生産設備、技術などに依拠せざるを得ず、そのため、先進国への輸出を大幅に増やすことによって、生産設備や技術を購入するための外貨を準備する必要があった。他方、64—67年のケネディラウンドにおいて明らかになったことは、先進国間の関税交渉では途上国の関心品目（熱帯産品や軽工業製品）はほとんど交渉の対象とはならず、最惠国待遇により途上国が「ただ乗り」できる余地はきわめて小さいという点である。いくら途上国が非相互主義などにより通商規制権限の維持を許容されていたとしても、それだけでは先進国市場への輸出の増加は見込めなかったのである。ここで途上国が取り得る選択肢は二つあり、非相互主義の特権を放棄して自国の関税引下げを提供することにより先進国から途上国関心品目の実質的な譲歩を引き出すか、あるいは、途上国関心品目に関する先進国の方針的譲歩を、あくまでも非相互主義的に、

「権利」として要求できる制度を構築するか、であった。途上国が選択したのは後者であり、それはラウンド終了翌年の68年に開催された第2回UNCTADにおいて、一般特恵制度の要求として現れた。

## (2) 先進国への義務賦課

先進国による無差別かつ非相互主義的な途上国への関税譲許、すなわち一般特恵制度（generalized system of preferences：GSP）の実現は、上述のようなラウンド交渉への失望から発展途上諸国にとっての最重要課題となり、67年のG77第1回閣僚会議において採択されたアルジェ憲章は、こうした途上国の姿勢を表明するものであった。68年のUNCTADは途上国の要求を受け、決議21において、すべての途上国に対して無差別に、かつ非相互主義的に、先進国が特恵関税を認めるべきことを宣言した。このように、GSPに対する途上国側の要請が非常に高まったため、GATTもついに71年に締約国会議において、GSPの導入を正式に決定した。

しかし、GATTによるGSPの導入方式は、途上国の要求とは大きくかけ離れたものであった。すなわち、特恵関税を途上国に賦与するにあたって先進国は、その優遇税率を他の先進国に対しても同様に与えるという義務を最惠国待遇原則により負うはずであるが、GSPとして行われる場合にはこの義務から免除される、という先進国側の義務免除が認められたにすぎないのである。それゆえ、先進国は途上国に対する特恵関税の供与を、最惠国待遇原則の違反を問われることなく実施する「権利」を持つにとどまり、特恵関税を供与する義務を負うわけではない。また、GATTはそうした先進国への義務免除を決定しただけで、GSPの実施細目に関する規定は定めなかつたため、特恵関税の受益国を選定する基準や対象品目なども、各先進国の立法や行政規則により裁量的に決定されることとなった。このことは例えば、米国がGSP制度を国内的に創設した1974年法において、米国に不利益をもたらすような国は特恵制度の受益国から除外される、という規定の出現をもたら

した<sup>78)</sup>。こうした規定は、途上国が特恵制度の恩恵を受けるためには先進国が要求する政治的・経済的な基準を満たさねばならないという、一種の「相互主義」的義務を途上国政府に課すことを意味する。そこで途上国政府や「開発の国際法」論者は当然、GSP制度のこうした不徹底性を批判し、先進国が義務として全ての途上国に無条件で特恵を供与するべきだと主張した<sup>79)</sup>。

これと同様に、一次產品所得安定化制度の創設<sup>80)</sup>、技術援助<sup>81)</sup>や財政支援<sup>82)</sup>の強化などに関する途上国の要求も、きわめて不十分な形でしか処理されていない。結果的にいえば、領域主権の強化という「第一段階」の要求に関しては、途上国の義務免除などの形で比較的容易に実現をみたものの、その前提のうえになされた「第二段階」の要求については、せいぜい先進国の裁量的な決定に基づく倫理的贈与、あるいは長期的国益にかなう政治的な援助という形でしか実現されなかつたのである。米国によるGSPや政府開発援助の政治的運用は、そうした帰結を最も可視的な姿で示しているにすぎない。にもかかわらず、途上国政府や「開発の国際法」論者は、差異化された権利義務体系に国際法上の実定的基礎を与えるという試みを最後まで断念せず、むしろそれを次章で見るような「法源論の再構築」を通じて達成しようとしたのである。

## 小括

以上本章では、64年以降「開発の国際法」として提出され体系化されていった諸々の原則とそこにおける前提を検討し、それが国際通商制度にどのような形で反映されたかを概観した。「開発の国際法」は、伝統的国際法に対する革新を掲げつつも、第1章で見たように、その出発点において近代国際法の国家中心主義的な思考様式を伏在させていた。ゆえにその理論体系は、近代市民法から現代社会法へという国内法が辿った歴史的変遷を国家間関係にも類推するという方向で構築され、主権国家間で富を移転させるために「権利義務の差異化」が規範的・目的的に追求されたのである。

しかしそれは、制度化の段階で実現の困難性という壁に直面したため、「開発の国際法」の次なる課題は、法源論の再構築によってそうした困難を克服することへと移った。

## 第3章 「開発の国際法」の法源

近代国際法における法源論の意思主義的構造は、それじたいが保守的な価値觀を内包するものであるとして、法秩序の革新的な再構築を試みる「開発の国際法」論者の批判の標的となった。彼らは、「国際法規範の二重性」や「非相互主義」といった主張に実定的・権力的な基盤を与えるため、従来の法源論における意思主義的構造を相対化し、厳格な合意基盤を欠く文書にも法的拘束性を見出そうと、独自の法源論を展開していくのである。

しかし同時に彼らは、垂直的支配を内包する従来の国際関係から途上国を解放し、対外的諸関係を途上国が自律的意思により自由に選び取っていくための行動環境を保障することを重視した。そこでは、欧米諸国という限定的構成員しか持たない「国際社会」において生成してきた慣習法規や、強国の軍事的・経済的強制を背景として締結された不平等条約などの拘束力が否定され、真正の意思表示をともなう条約こそが適切な法源であるとして支持された<sup>83)</sup>。それは、意思主義を基礎とする近代国際法の法源論の妥当範囲を、むしろ普遍的に拡大していくという立場であった。

こうした、従来の意思主義的法源論への支持と批判の二面性は、前章までで検討した伝統的主権原理への執着と反抗の構図に対応するものであり、そのことはここでもやはり、「開発の国際法」の議論を特殊に方向付けた。つまり以下にみると、「開発の国際法」論者の法源論批判は、根本的には従来の法源論の核心をなす意思主義的基盤に軸足を置いており、そこから出発した議論は、途上国の主張に対する先進国側の同意を擬制することにより、法的拘束性を自在に創出しようとする方向へと展開するのである。

## 第1節 ソフト・ロー

国際社会における社会立法を希求する発展途上諸国が、その構想実現の範型となしえたのは、先進国の国内社会における大衆の政治参加と、それに起因する福祉政策の拡充の経験をおいて他にはなかった。植民地地域の相次ぐ独立により、国際社会における数の力はいまや途上国の側にあった。そして、これらの国々が平等にひとつの投票権を行使する世界的立法機関の不在を、類似の構造を持つ普遍的機関である国連総会の疑似議会化によって補おうとしたのである。それは、原則として法的拘束力を持たない総会決議であっても、国際社会の多数により民主主義的に表明された規範である以上、何らかの拘束性を見出すことができるという主張として現れ、多くの論者がこうした決議を「ソフト・ロー」と呼んで、これを現代国際法の形式的法源のひとつに加えるべきだと論じた<sup>84)</sup>。しかし、こうした「世界立法」論はあくまでユートピアであり、現実には国際社会における権力的な法創造機能は依然として個別的な国家意思に留保分有されていた。したがって「開発の国際法」論者も、決議がそれ自体として拘束力を有する法源であると一方では主張しつつ、他方で条約や慣習法といった従来の法源に決議を連結させる論理を模索していた。

### (1) 慣習法との連結：生成途上の法

決議を慣習法として構成することで、決議の法的拘束性を論証しようとする「開発の国際法」論者は、慣習法の形成が長期的な過程を経て行われることに着目して、国際法定立に関する分析軸を「動態化」せねばならないと説く。彼らによれば、すでに確固たる慣習法規として成立をみた規範のみを分析対象とする静態的な方法論では、国際社会における規範意識の発現・成熟・変動のプロセスを総体的に把握できない。ゆえに、従来の形式的な法と非法の二元論を相対化して、実定法規として確立する以前の段階において国際社会で妥当している規範に対しても何らかの法的位置付けを与えるべきであるとされる<sup>85)</sup>。

伝統的理論によれば、慣習法成立の二要件は主

観的因素としての法的信念と客觀的因素としての国家実行であり、通常の慣習法形成においては実行の集積を待って徐々に法的信念が醸成されていく。しかし「開発の国際法」論者によれば、第三世界諸国の数の力で採択された決議は国際社会における規範意識の萌芽を意味しているのであり、こうした決議が再三採択されることにより、そこに諸国家の法的信念というべきものが、国家実行に先行して成立するのである。そして、それら決議が以後の国家行動を方向付け、決議内容に沿った実行が集積されれば、慣習法規の実定的成立を導くことができる<sup>86)</sup>。したがってこうした議論においては、決議それ自体が十全な法的拘束性を具有するというのではなく、決議の拘束力の有無は以後の国家実行の趨勢如何に依存するとされる<sup>87)</sup>。

しかし決議がそれじたいとして拘束性を持たないということは、必ずしも決議がいかなる法的な意義をも有さないということを意味しない。決議は慣習法の萌芽期における国際社会の規範意識を「前法(pré-droit)」あるいは「生成途上の法(droit in statu nascendi)」<sup>88)</sup>として示すという意義を持つのであり、場合によっては、決議自体が微弱な法的効果を含意することもあり得る<sup>89)</sup>。それゆえ「開発の国際法」論者は、あくまでも完全な法的拘束性を有する慣習法の成立によって彼らの提唱する規範内容が実定法的に実現されることを最終目標としながらも、法的規範性の厳格な敷居を取り外すことによって、いまだ慣習法とはいえない決議などの文書に対しても一定の法的な意義を認めようとするのである。こうして国際組織の決議は、実定的な法的拘束力を欠く勧告的文書としての地位から、将来の実定的・拘束的な規範を先取りした、成長期にある法的文書としての地位へと読み替えられる。

### (2) 条約との連結：準法

慣習法形成過程の起点として決議が位置付けられる場合、決議の法的価値は通時的視点から評価され、あくまでも将来の国家実行の集積を待っている、何らかの法的重要性をもつ規範文書として性格規定される。もちろん、国家実行の要件を不

用として、諸国家の共通の法的信念という单一要件のみで慣習法の成立を認める説もないわけではないが<sup>90)</sup>、原則として、ある規則の実定的成立を慣習法により論証しようとする場合には、慣行を伴わない段階ではその規範性・拘束性はかなり低く評価されることとなる。それゆえ「開発の国際法」論者は、決議それ自体に対して直接かつ即時に法的拘束性を付与するために、決議と条約的合意との区別を相対化し、決議にも一定程度の拘束的基盤が存在する場合があると主張する<sup>91)</sup>。したがってここでは彼らは、決議を慣習法に連結する場合において規範性の敷居を時間軸の次元で相対化するのとは異なり、より規範内容に内在的な基準を立てることで、決議と条約との間に合意規範としての連続性を見出し、両者の相違が本質的なものではないことを論証しようとするのである。

決議や条約といった文書の規範性・拘束性を評価する基準として具体的に主張されるのは、当該文書が採択・締結されたときの状況、当該文書が使用している文言の性質や規定内容の詳密性、当該文書がその規定内容の実施を監視・管理する事後的な制度を定めているかどうか、などである<sup>92)</sup>。こうした基準のもとで分析した結果、より規範性が高いと判断されたものは、たとえ決議であっても法的拘束性を有すると見るべきであり、逆に規範性が低いと評価されたものは、たとえ条約であっても十分な法的拘束力を持たないと考えるべきであるとされる<sup>93)</sup>。文書の規範性・拘束性を判断するうえで重要なのは、法技術的な意味での文書の形式や種類ではなく、当該文書が各国によりいかなる程度の規範性を認定され、現実に実効性を發揮しうるかである。したがって彼らによれば、決議の実定性や拘束性は、その法的形式から先驗的に否定されるのではなく、決議の採択状況や規定内容を子細に分析することにより判断されるべきであり、そこで高い規範性が確認できれば、決議を実定国際法に準ずる性格の (para-juridique) 文書<sup>94)</sup>として位置付けることが可能なのである。こうして条約と決議の間には、強い親近性 (in-

timité) が見出されることになる。

### (3) 範型としてのハード・ロー

発展途上諸国や「開発の国際法」論者の試みは、理念的には、国連総会などの普遍的会議体において途上国の多数によって「民主主義的」に採択される決議に対して、疑似的な世界立法としての性格を付与しようとするものであったが、その実態は、以上に見たように、決議と従来の主要な法源との連続性・同質性を強調することで、決議に国際法上の実定的拘束力をいくらかでも見出そうとするものであった。それは彼らが、人格的主体たる近代国家が等位並存する社会として国際関係を観念し、こうした無制約の権力が一定の規範・約束事に服するためには、意思自治にしたがった合意基盤、あるいは最低限の社会構成規則たる慣習によるほかない、という伝統的な法源論の精神を共有していたことの証左である。

それゆえまた、彼らにとっては、決議として表明された規範の法的拘束力が「ソフト」であることは、それ固有の意義はほとんどない。彼らが一貫して念頭におく「法」の姿は、画然とした裁決と執行が可能な近代国家法のそれであり、こうしたハード・ローとなることを切望しながらその地位を得られない諸規範にも「法」を僭称させるために、「ソフト」という不確定概念が利用されているのである。そこでは「ソフト」は克服されるべき状態でしかなく、「ソフト」であることの固有の意義が意識されていたわけではなかった<sup>95)</sup>。

## 第2節 ソフト・ローへの批判

「開発の国際法」論者が展開するソフト・ローの議論に対して明確な批判を行ったのはヴェイユである<sup>96)</sup>。彼によれば、法となる前段階の規範と確固たる法規範との間の境界は、確實に存在する。ある規範がこの境界を越えて「法」となった場合、それは裁判で主張することが可能な法的義務を構成し、その義務に対する違反は、国際法においては、国家責任を発生させる国際違法行為を構成する。他方、規範が「法」の領域に入らない段階では、これらの性質や効果は全く発生しない<sup>97)</sup>。こ

のように法と非法の敷居が厳格に存在するとしたうえで彼は、決議に法的価値を付与しようとするソフト・ローの議論を次のように批判する。

まず、決議を諸国の法的信念の表明とみなしてこれを慣習法形成過程に接合しようとする議論に対しては、それが伝統的法源論において慣習法が保っていた精緻なバランスを崩壊させる危険性があるという。伝統的な慣習法理論は、意思主義との均衡を図るために、必ずしも慣習法の一般的拘束力を前提してはいなかったのであり、とくに反対の意思を表明することで明快に自国への不適用を主張することができた。ところが現代では慣習法は一般法として語られ、そこでは現実に当該慣行が遍在することすら必要とされなくなってきた。その極端な例は、即時慣習法理論のように、慣習法の成立要件を心理的要素のみに限定し、決議や未発効の条約に法的信念の要素を見出すことで、それらに一般的拘束力を付与しようとする試みである。そこにおける法的信念の要素は、「多数の同意」や「コンセンサス」という曖昧な概念に還元されてしまうのであり、伝統的な慣習法理論を支えてきた、意思主義との微妙な均衡が失われることとなる<sup>98)</sup>。

他方、決議に条約との連続性を見出し、内容の詳密性などの基準から、決議にも一定程度の法的拘束性を認めようとする議論に対しては、ヴェイユはそうした連続性を明確に否定する。法規範として確立した条約や慣習法は、いくらその内容が曖昧で拘束力が不十分であっても、依然として法規範たる性格を失わないのに対し、法規範となっていない規範がいくらその内容を詳密に確定されても、それが何らかの法規範性を導くわけではない<sup>99)</sup>。

ヴェイユがこのような徹底した実定法主義の立場をとる背景は、彼の国際社会観が、無制約の権力機構としての主権国家が水平的に並存する近代国際社会を念頭に置いていることに求められる。そのような社会において国際法が第一次的に果たすべき役割は、主権国家間に秩序だった関係を確立するための行動規範を設定することであり、そ

の究極的な目的は、多元的な政体や価値觀を等しく保護して共存させることにある。国家が増大し価値觀が一層多元化した現代国際社会においては、それら国家間の平和共存を確保するという国際法の基本的任務はますます重要性を増している。それゆえ、国家間関係における法創造権力は各国が平等に分有し、合意を基盤としない先駆的な法の存在は否定されるという近代国際法の精神は、現代においても堅持されるべきであり、そこでは意思主義・イデオロギー的中立性・実定法主義が法定立の本質的要素とされるべきである<sup>100)</sup>。

こうした伝統的な原子論的国際社会の存続を前提とするヴェイユは、ソフト・ロー論や強行規範論を主張する論者が依拠する「国際共同体」の概念につよい懸念を示す。こうした国際共同体の名のもとに、国際社会における法定立権力が、力や数で優位に立つ国家に独占・局地化され、主権平等や多元主義的共存という価値が危機に瀕することになる。いまだ国際共同体が現実的基盤を得ていない以上、その理想主義的精神は権力やイデオロギーの仮面として利用されかねない。それゆえ、こうした危険性を孕む概念に依拠した法源論は排除されるべきであると警告する<sup>101)</sup>。

こうしたヴェイユの議論は、「開発の国際法」論者が主張する法源論が含み持つイデオロギー性を明確に批判するものである。そして、「開発の国際法」もまたヴェイユと同様に原子論的国際社会観を下敷きに立論していた以上、この論争の帰趨は当初から明らかであった。近代的な領域主権国家の相互関係において、国家行動に関する一定の約束事を権利義務関係として設定しようとすれば、それは当事国相互の権力的意思の合致によるほかなく、そこでは法的拘束性の有無も相当厳密に決定される、というのが論理的かつ実際的な帰結であろう。ヴェイユの批判が効果的だったのは、「開発の国際法」が唱える一見革新的な法源論が、じつは法実証主義が典型的に機能すべき状況を前提にしていたからに他ならない。それは、論理的地位相を異にする二つの法源論の対立ではなく、法実証主義的な法源論の内部における道理と空理の

対立であった。

### 第3節 「開発の国際法」からの反論

#### (1) 国際共同体における連帯

実定性への批判に対して「開発の国際法」論者が典型的に行う反論は、それが旧来の国際社会の力関係を温存しようとする保守的な立場であり、発展途上国の開発という、いまや国際社会全体が共有する目的性を全く考慮していないとするものである。

そこではまず、ヴェイユがそのイデオロギー性を批判したにもかかわらず、国家間関係における「国際共同体」の実在がなおも強調される。「開発の国際法」論者にとっての国際共同体とは、国際社会における相互依存が現代では飛躍的に高まっており、国家間関係における指導理念が「共生」から「連帯」や「協力」に移行しつつあることを意味する<sup>102)</sup>。そして、こうした相互依存や連帯の関係は、構成員の間に社会正義や衡平を実現することをひとつの究極目的として要請するとされる<sup>103)</sup>。そのような究極目的は、国際社会における経済的社会的不平等を解消するための社会立法的な規範によって実現されるのであり、それら規範は、共同体や連帯が事実として存在する以上、各構成員により尊重されないわけにはいかないのである。したがって、国家間の不平等を是正するために構築された「開発の国際法」の諸原則、およびその精神を体現した諸決議は、国際共同体の普遍的な価値や目的を表明したものとして法的な価値を付与されることとなる。こうした観点からは、ヴェイユのような非実定性批判は何ら説得力を持たず、むしろそれは、不平等解消という究極目的の実現に向けた法定立に全く関心を払わない保守的・後衛的な方法論であると批判されるのである<sup>104)</sup>。

さらに、このような国際共同体や連帯の観念から、国際社会における経済的弱者たる途上国に対して「発展の権利 (droit au développement)」という特別な権利が発生すると主張される。これは民族自決権や恒久主権の概念と同様、一般的な

国家主権の概念を、途上国が従来おこなってきた立場を考慮に入れて再解釈することにより、そこに特殊現代的な意味を見出そうとするものである<sup>105)</sup>。そして、これに対応して先進国が負うこととなる片務的な義務が「協力の義務」として列挙され<sup>106)</sup>、「開発の国際法」の権利義務体系があたかも実定的基盤を獲得したかのように整理される<sup>107)</sup>。

しかし、「開発の国際法」論者が、国際共同体や連帯の構成単位を主権国家におき、発展の権利の主体としても国家を想定していることから<sup>108)</sup>、ここでも彼らの分析枠組みが伝統的な国家中心主義に支配されていることを窺い知ることができる。そして、その枠組みをとる以上は、法定立に関する法実証主義の冷静な帰結を論理的な次元で否定することは困難であった。それゆえ残された手段は、超越的な価値や目的の導入により、彼らのテーゼを反証不可能な定言的命令に仕立て上げることであったが、それはやはり現実の世界を動かすに足る力とはなり得なかったのである。

#### (2) 純粹に政治的な約束

ヴェイユのソフト・ロー批判と時を同じくして、ヴィラリーも万国国際法学会などにおいて法と非法の二元論を唱えた。すなわち、法的な義務とはまさに裁判所が決定に際して依拠し得る義務を指し、裁判では、中間的な解決などなく、二者択一的な判断が下されると述べて、規範性には一連の段階が存在するというソフト・ローの理論を否定する<sup>109)</sup>。そして、従来ソフト・ローと呼ばれてきた規範的状況は、「法の領域に属するが制約性の弱いもの」と、「枠組みや原則を表明するが法的拘束力を全くもたないもの」とに区別が可能であるという。そして、前者はもちろん法的領域で分析すべきものであるが、後者はいかなる意味においても法的義務として論じられてはならないとする<sup>110)</sup>。

ヴィラリーによれば、「開発の国際法」論者が伝統的法源論では不十分であるとして法の領域を拡大し新たな「実定性」を創出しようとするのは、「法的」でない文書には全く価値がないという「法中心主義」に立脚しているからである<sup>111)</sup>。しかし

現代国際社会においては、形式的には非拘束的な規範文書にもそれ固有の意義と役割を見出すことができるから、これを無理に法的義務として構成しようとするのではなく、むしろ「純粹に政治的な約束 (engagements purement politiques)」という新しい概念のもとで把握し、その特質をそれじたいとして探究する新たな領域を開拓すべきであるという<sup>112)</sup>。

たしかにヴィラリーのいうように、とくに第二次大戦後に多様な分野で発達を遂げてきた国家間協力の場面においては、必ずしも厳格で形式的な合意基盤に依拠せず、むしろ協力の目的や関係諸国の現状に応じて適當な形態の規範を設定することが多くなっているだろう。そこでは国際規範は、権力主体たる主権国家の行動の自由を抑制しあうための束縛的規範としてではなく、人々の共通利益を領域横断的に実現すべく各の国家法を方向付けるための嚮導的規範として現れ、協力内容の明確化や基準設定の媒体となることで、計画・伝達・調整・管理などの機能を果たす。このような非権力的次元における規範の機能こそが、現代の「法」現象においてとくに重要な部分を占めていることは次章で見るとおりであり、本稿も、そうした観点から新たな理論枠組みを構築し得ると考えている。

しかし、ここまで検討してきたように、そうした非権力的次元における共通課題の協力的解決という場面とはきわめて対照的な、権力的な国家観・国際法観のもとですすめられてきたのが、「開発の国際法」の議論であった。「開発の国際法」の諸原則に法的義務としての地位を与えるために、恣意的に法の間口を広げようとしたソフト・ローの議論は、たしかにヴィラリーが批判するように、実定法以外には何の価値も見出さない「法中心主義」の態度であったかもしれない。しかしそれは、伝統的主権原理の堅持という、ヴィラリー自身が当初の論文で提示していた分析視角から帰結する、不可避の思考様式であった。

ヴィラリーは、法と非法の峻別、そしてソフト・ローの「法」的価値の否定という、法実証主

義からの批判を受容する一方で、固有の意義を持つ政治的約束としてソフト・ローを掬い取ることにより、そこに法実証主義とソフト・ロー理論との、棲み分けによる妥協を図ろうとしたのかもしれない。しかし「開発の国際法」の諸原則にとっては、まさにそれが法実証主義の用語でいう「法的義務」を名乗ることができるか否かが死命を制するのであって、それが「政治的」約束であるとされることはほとんど敗北に等しい。逆に言えば、そこでは、ヴィラリーが政治的約束に期待する諸々の機能が実際に活用されるための現実的な基盤が、あまりに乏しかったのである。

## 小括

以上本章では、「開発の国際法」が、その諸原則の実現の困難性を治癒するために展開した独自の法源論を、ソフト・ローの議論を中心に検討した。それは従来の意思主義的法源論への反抗の試みであったが、他方で「開発の国際法」じたいが伝統的な主権原理から出発していたため、ソフト・ローの議論はあくまでも伝統的な法源論を範型としなければならなかった。それゆえ「開発の国際法」の法源論は、理論的にも現実的にも、法実証主義からの冷静な帰結をついに覆すことはできず、80年代に行なわれたこの論争を境にして、「開発の国際法」の新たな理論的展開は以後ほとんど見られなくなるのである。

## 終章 展望と課題：新しい「開発の国際法」に向けて

以上本稿では、従来の「開発の国際法」がいかなる論理構造をもち、それがいかなる限界を抱えていたかを検討した。すなわち、60年代に議論が開始された「開発の国際法」は、冷戦構造や非植民地主義の高揚といった当時の時代背景の影響を受け、領域主権原理の尊重を立論上の譲れない前提として置いていた。それゆえこの理論は、低開発問題を主権国家間の経済格差として認識することになり、その是正の方策も、国家間の権利義務関係を途上国に有利に設定しなおすという、

国内社会立法を国際社会に類推するような内容のものとなった。しかし、そこで構想された新たな権利義務関係を国際社会において権力的・強制的に実現することはきわめて困難であり、「開発の国際法」が提示した新たな法源論も、この困難を克服することはできなかったのである。

冒頭でも述べたように、本稿は、こうした従来の「開発の国際法」とは対照的な論理的位相に、新たな理論枠組みを構築し得ると考える。そこではまず、人間社会が脱国境的に抱える機能的課題を、各国政府や専門家の知的連携によって解決する過程で、国際法がいかなる機能を果たすのかを、国家中心主義と領域主権原理を基軸とする近代国際法の論理との対比において、概念的に把握することが必要となる。その際には、すでに欧米諸国において19世紀末から展開を見せてきた社会秩序の変容と、それを反映した国家構造や法の変質を検討することが、我々の課題にも有益な示唆を与えるであろう。

次に、80年代以降の途上国における国家構造の変容により、低開発問題も、従来の対立的構図ではなく共通の協力課題として再構成され始めていることを確認する。そして、そうした近時の開発援助実践を分析するための新たな理論枠組みにつき、その展望と課題を最後に示して本稿を終える。

## 第1節 国際行政協力の発展とその国際法上の意義

欧米諸国では産業革命を契機に、市民階級がみずからの資本により自由に労働者を雇用して大規模経営を展開しようとする気運が高まり、絶対王政下での重商主義政策や身分制的社会秩序は、資本や労働力の自律性と創造性を圧殺する体制であるとして疎んじられるようになった。市民階級と大衆が手を携えて遂行された市民革命は、そうした旧来の身分制的支配の樹形図を根本的に塗り替え、市民一般の自由平等と財産権を保障することにより、資本主義的生産様式の基盤を確保する試みであった。強化した国家権力は国民総意に由来するものとされ、立法権は個人の基本権と自律

的経済活動を侵害しない態様において行使されねばならないという立憲的制約に服すこととなつた。国家と市民社会、政治と経済、公法と私法の領域は明瞭に弁別され、国家の機能は警察・司法・軍事・外交などの公共財供給に限定された。こうして、各国領域内において同質的な秩序維持機能のみを担うようになつた西欧諸政府にとって、その相互関係を規律する国際法とは、各国の社会経済構造とは切り離された、外交的・軍事的な約束事の総体であった。こうして近代国際法は、法創造権力を独占する領域国民国家を唯一の構成単位として、その相互関係を厳密な基準で画定させていく「共存の国際法」<sup>113)</sup>という形をとり、そこでは国内法と同様、国家の明示的な意思のみを法定立の標識とする法実証主義こそが、現実の政治構造と社会的期待を誠実に反映する態度であった。

そうした近代的な国家と国際法の概念を生み出した欧米諸国においても、19世紀後半から国家と市民社会の再接近がすすみ、社会経済問題の流入による国家の肥大化と国際法規律の拡大が起つた。自由主義国家のもとで飛躍的発達を遂げた資本制の大規模生産様式は、しかし同時に、土着の生活基盤を失った大量の都市労働者階級を生み出したのであり、劣悪な都市生活環境や労働力の商品化が彼らにもたらす人間疎外状況は、自由主義とは相容れない社会秩序防衛原理の發動を国家に迫っていた<sup>114)</sup>。選挙権拡大や総力戦により国家権力が大衆化されたこと、世界恐慌により自由主義経済への不信感が高まつたことは、国家経済秩序の維持のために国家が積極的に出動する現実的基盤を準備した。こうして出現した福祉国家・社会国家は、産業化社会が生み出す複雑かつ膨大な問題状況の調整解決を担うため、無数の専門行政官僚が事務を分掌する、高度に細分化された統治機構を備えることになる。そこでは国家は、限られた公的分野で一元的に行使される明快な国家権力ではなく、私的領域における夥しい問題群をも福祉国家の公役務として処理することを主たる存在理由とする、多元主義的な機能の協働として現れる。国家権力は機能・事項単位に局地化した国民

主権に服し、そこでは国家と国民は一元的な対峙関係ではなく無数の共生関係を築いているのである。

こうした、多元主義的な機能協働としての現代国家現象は、当然国際法のあり方にも多大な影響をもたらした。もちろん、国際社会における基本的な構成単位は依然として主権国家であり、従来の「共存の国際法」に含まれる国家間関係の基本的約束事項も有効性を保っている。しかしそれは、外交・軍事等の限られた公的領域を担当する国家権力を念頭においた法体系であり、多様な機能へと分裂した国家を背景とする現代的な国際法現象は、そうした従来の法体系とは異質な原理に依拠することになる。国家の役割が国民的経済社会の積極的な補助・設計・規制へと拡大するとともに、複雑な技術的・科学的・行政的知識の必要性が高まり、それは国内における専門行政組織の充実のみならず、同種の分野を所掌する各国の行政部門相互の間においても、情報交換・政策調整・基準設定などを目的とする密接な国際的連携の強化をもたらす。とくに、人間・物品・情報の国家間往来が技術革新により容易化し、脱国境的・民際的な相互連関が飛躍的に高まると、交通通信網整備や伝染病予防、度量衡の統一などのすぐれて領域横断的な行政課題が相次いで生起し、政府間連携の必要性がより一層強調されるようになった<sup>115)</sup>。19世紀後半に現れた国際行政連合や、国際連盟における社会経済的事業は、こうした背景に基づく取り組みである。このような場面で様々な機能を果たす国際的な規範を「協力の国際法」<sup>116)</sup>と呼ぶとすれば、その法的特質は次のような点にある。

従来の「共存の国際法」は、主権国家の相互関係を権力的次元において画定整序しようとするものであり、そこで法規範の拘束性は、一元的国家権力の厳格な法創造意思にのみ淵源を持ち得た。しかし、政府間協力の場面において設定される原則や基準は、各國政府にとって、自律的・主觀的に同意や遵守を決断できるものではなく、国民福祉という公務を遂行するうえで、必然的に他国との間で共有せざるを得ないものなのである。そ

こでは国際的規範の実効性は、個々の主権国家の主觀的意思ではなく、人間社会に広域的に内在する客觀的利益によって担保され、各国家はそうした共通利益の国際的定式化と領域的実現の責めを負う受任機関としての性格を帯びる<sup>117)</sup>。このように国家の権力性や国家間の闘争性が薄らいだ場面では、国際法は、主権国家相互の行動や権能を規律対象とする関係的(*inter se*)規範というよりも、各國国家法へと取り込まれるべき共益的な原則や基準を設定する内部的(*intra se*)規範として機能する。それゆえ、近代においては国家の法創造権力を隔てて互いに没交渉の二元的世界を形成していた国家法と国際法は、現代的な協力の場面では、社会的利益や人間福祉の実現を共通の責務とする有機的連関を獲得する<sup>118)</sup>。そこでは国際法は、各々の分野においてすでに特定国で実施されている国内法規制などを参照しつつ、各國の国家法が今後備えるべき規範内容を定式化・明確化していき、その結果析出された共通基準の受容を各國国家法に促すという、嚮導的な機能を果たすことになる<sup>119)</sup>。もちろん、政府の直面する社会的要請や行政的課題が全ての国家間でおのずから同質であるわけではなく、各々の国家が関心を持つ問題領域のカタログは千差万別であるといってよい。それゆえ、各問題領域において同様の行政的関心をその時々で共有する諸国家の間で、行政的機能の充足に最適な範囲と形態において協力的規範が生成するのであって、こうした非普遍性や状況依存性は、国際社会の制憲的規範である「共存の国際法」には見られない特質である。

このような、関係諸国家間の共通課題に関する調整・計画・伝達・管理などの機能を担う「協力の国際法」は、国家間関係の権力的次元を規律対象とする「共存の国際法」とは異なり、厳格な「法的拘束性」を規範それ自体の必須の属性とはしない。近代的な国家人格間の関係は、国家法を範型とする厳格な権利義務という概念で命令的に整序されるほかなく、それゆえ、国際社会における強制執行権力の不在は国際法にとって深刻な矛盾であった。しかし、人格的権力主体としての国家を

もはや前提としない協力分野では、国際的規範は国家法の類推体系である必要はなく、強制可能性も主要な問題ではない。むしろ、関係各国の行政的能力の欠如などから、国際法規範が要請する内容に国内法秩序を合致させられない不遵守の状態が恒常に発生する場合もある。しかし、そこでは不遵守は、消極的相互主義に基づく制裁や対抗措置の対象ではなく、協力目的の促進のために解決されるべき積極的課題である<sup>120)</sup>。それゆえ、法は強制的・刑罰的な装置としてではなく、遵守を長期的に誘導管理していく仕組みとして機能するのであり、その規範形態は、厳格で固定的な法的権利義務の形よりも、継続的な試行と調整を可能にする柔軟で可塑的な形式をとることが多い。こうした、命令的拘束性は持たないものの、協力の分野において意志疎通や参照枠組設定といった非権力的機能を担う規範を、現代的な意味でのソフト・ローと呼ぶならば、その実効性の淵源は、主権国家の被拘束意思ではなく、社会的福祉を促進するという現代行政国家の責任構造にある。

## 第2節 途上国の国家変容：行政課題としての開発

従来の発展途上諸国および「開発の国際法」は、このような先進諸国間における領域的管轄権の密接な相互調整過程とは全く異質の、排他的領域主権の論理に立脚していた。しかし、それを支えていた途上国の国家構造は80年代以降変容を経験し、途上国の経済的主権も国家間の相互調整過程へと徐々に開放されつつある。そして、低開発の克服という課題も従来の権力対立的な次元から解き放たれ、国際社会全体の行政的課題として機能的次元において解決が模索され始めている。本稿では最後に、こうした途上国における国内体制の変化と、それにともなう国際的な開発援助実践の変化を概観し、それが新しい「開発の国際法」理論を構想するための現実的基盤を生み出しつつあることを確認する。

発展途上諸国における国家構造の変質は、従来の国家中心主義的な開発体制の退潮を契機とする

ものである。それは、例えばラ米やアフリカの諸国においては、従来の体制のもとで行われてきた開発政策が行き詰ったことによる、劇的な政策転換として現れた。こうした体制破綻の引き金をひいたのは、80年代に頻発した対外債務の履行不能をはじめとする、国家財政や国民経済の窮迫である。そこから継起した国際金融機関の政策的介入や国内の市民的暴動は、多くの国で旧来の開発体制の撤退を余儀なくした。そのような国家的経済破綻を惹起した要因のひとつはもちろん、70年代の世界的経済不況において途上国が構造的にとくに不利な立場にあったという事実に求められるであろう。例えば73年に発生した石油危機は、とくに石油資源に依存する先進国において激しい物価騰貴を引き起こしたが、こうした先進国工業製品を輸入する途上国（非産油国）にとっては、それは交易条件の著しい悪化を意味した。それゆえ途上国は深刻な外貨不足に悩むこととなったが、折から国際金融市場にだぶついていた産油国の余剰資金はこうした途上国に野放団に融資され、それが対外債務の激増を招いたことは確かである<sup>121)</sup>。

しかし他方で、従来の開発体制における、国家集中主義や重商主義といった権力的な経済介入政策は、政治的利権の蔓延による経済構造の歪曲を不可避にした。国民産業育成のために開発体制が多用した補助金政策は、指導層の政治的権勢の源泉ともなるため、客観的な必要性とは別の論理において補助金等の給付が累増していき、国家財政の逼迫を招来する一因となった。また、もっと端的に、国家機構や財政が指導者層の腐敗や政治的恩顧主義の温床になり果てる場合もあり、そこでは国家経済は政治的分配作用のシステムでしかなくなるのである。

そして、こうした無軌道な財政・経済運営の傾向を、従来の「開発の国際法」の論理と制度が一層助長してしまった可能性もある。冒頭で述べたように、領域内の排他的管轄権を基礎とする主権国家が「開発の国際法」の出発点であったため、その分析軸は国家間の権利義務関係にもっぱら限定され、各国の開発体制が適切な経済運営のため

の知識や意欲を有しているか、開発政策の方向性は妥当か、などといった点はほとんど検討の対象とはならなかった<sup>122)</sup>。とくに、開発問題の真の対象であるべき個人の生活水準の向上という課題は、国家単位の経済成長という目標へと同化され、国家間の権利義務の差異化により途上国に国家単位の利益を賦与すれば、それは貧困に苦しむ国内の諸個人にも効果的に均霑されるはずだと前提されていた。しかし、多くの途上国では恣意的な経済運営や政治的な資源分配によって貧富の格差がむしろ拡大し、とくに最貧困層の生活環境は以前よりも悪化した場合も多い。また、国際通商体制における「開発の国際法」の制度は、途上国が通商自由化義務から逸脱できる例外条項を設置するものであったが、それは途上国政府と保護主義勢力との間に新たな利権構造を生じさせ、必要以上の通商制限により途上国の経済構造をさらに歪曲させる要因ともなったのである<sup>123)</sup>。

このような、世界的あるいは国内的な要因の結合により、多くの途上国は財政危機や物価騰貴といった国家経済の破綻に見舞われ、国際金融機関などの政策的介入に従わざるを得なかった。そうした政策的介入は、旧開発体制の介入主義が経済的利益の一部への集中や国民経済の非効率性を増大させたという認識のもと、補助金や輸入制限、為替操作などの政府介入を徹底的に排除する、新古典派経済学の主張に沿うものであった。そしてそれは、途上国国内にも勃興しつつあった自由化支持勢力の利益にも合致するものであり、旧来の介入的開発体制は政策転換や政権交代が避けられなくなっていた。また、70年代後半から途上国に広がった民主化運動の波は<sup>124)</sup>、強権的開発体制のもとで労働者の権利や貧困層の生存権が軽視され抑圧されてきたことや、政府の経済的な失政・腐敗が露呈したことなどを背景とする、大衆的な暴動や労働運動の続発<sup>125)</sup>によって生じたものであり、旧体制の瓦解を一層早めたといえる。もちろん、諸国における自由化・民主化の深度や進度が一様であるわけではない。しかしこうした趨勢は、途上国における国家中心主義の鈍化、あるいは国

内の社会経済的な希求や課題に応答する行政責任の緩やかな成熟という、共通の方向性を指し示していると思われる。

途上国におけるそうした国家原理の変容の傾向は、例えば国際通商の分野における途上国の行動の変化として発現してきている。86年から始まった多角的貿易自由化交渉(ウルグアイ・ラウンド)において途上国は、排他的な経済主権を確保するために従来必要としてきた様々な例外条項をみずから放棄し、領域的管轄権の相互調整の過程へと積極的に参加した。それは途上国政府の行動原理が、政府自身の自律的・裁量的な規制権限を確保することから、国民的諸利益を他国との関係において代弁・調整することへと変化しつつあることを意味する。それゆえこのラウンドでは、先進国に対して要求を突き付けるために従来途上国間で当然に成立してきた結束行動は影を潜め、むしろ機能的課題を共有する諸政府の間では、国の南北を問わない交渉連合体が形成されたのである<sup>126)</sup>。こうした南北間の国家原理の収斂傾向が、普遍的機構としての世界貿易機関(WTO)の設立を可能にしたのであり、そこでは機能的課題の高度の同質性を基盤として、実体規則や紛争処理手続の拡張と精緻化が不斷に進行している。

そして、低開発問題もいまやそうした機能的課題のひとつとなりつつあり、それは従来のように途上国政府に規制権限や富を賦与するといった観点からではなく、各国の具体的開発課題に即して政策の妥当性を審査したり政府の能力開発を図るといった、実際的かつ非権力的な観点からの対処が図られているのである<sup>127)</sup>。また、国際通商分野に限らず、近年の低開発問題への取り組みにおいては、従来の国家中心主義的な開発体制が広範な見直しの対象となっている。「開発の国際法」が国家の権利として理解した「発展の権利」は、むしろ開発の指標が国家の経済成長におかれ個人の生活水準や福利厚生が等閑視されてきたことの反省から生まれた、個々人の「人権」としての生活向上を内在的価値とする概念であろう<sup>128)</sup>。そのような認識のもとに、世銀などの国際組織も貧困対

策や福祉政策の充実に対象を特定した援助プロジェクトを行なうようになってきている。また他方では、国内の基本的な政治経済法制の整備と、政府の統治機能や政策立案能力の向上により、途上国内で合理的な開発政策が自律的に運営される基礎をつくることが、低開発問題の根本的な解決に向けた最も重要な課題であると認識されるようになり<sup>129)</sup>、多国間や二国間の援助は金銭的なものから法整備支援や人材育成協力などの知的・技術的なものへと重心が移行しつつある。したがって、いまや途上国の経済開発の焦点は、先進国との所得格差の是正という関係的次元から、国内開発体制の再構築という内部的次元に移りつつあるといえよう。

以上に述べたような、途上国の国家原理の転換、あるいは国際社会における低開発問題への認識の変化は、開発に関する国際法の理論枠組みを非権力的・機能的な次元において再構築するための現実的基盤を準備しつつあると考える。それゆえ、我々にとっての今後の課題は、国際組織や二国間における開発援助実践において、開発が行政課題として認識されるための条件と、そこでの機能的連携のあり方とを、法的に把握するための新たな枠組みを、前節で検討した「協力の国際法」の論理を参照しながら、構築することである。とくに、各種の国際組織が途上国に対して行なう法整備支援や人材育成などのプログラムを素材として、そこで国際法が情報交換・基準設定・実施管理などの各場面において果たす機能を類型化して把握すること、そして、そうした機能を通じて途上国の国内法制が段階的に改善されていく漸進的なプロセスを、国際法と国内法の動態的な連関として整理すること、などが必要になる。こうした理論的かつ実証的な研究は、開発問題への取り組みにおける国際法の有意性を回復するだけでなく、現代的な開発援助実践における実効性と正当性をより高めるために国際法・国際法学がなすべき貢献のあり方を探求するうえでも、重要な意義を持つであろう。従来の「開発の国際法」の再検討という本稿が行なった考察は、こうした新たな視座へと

接近するための準備作業に他ならない。

- 1) Philip (1965).
- 2) *Ibid.* pp. 131-2.
- 3) *Ibid.* pp. 132.
- 4) *Ibid.* pp. 132-3.
- 5) *Ibid.* pp. 131, 134.
- 6) Virally (1965).
- 7) *Ibid.* pp. 3-5.
- 8) *Ibid.* p. 6.
- 9) *Ibid.* p. 10. 高島はこのようなヴィラリーの立場を評して、「伝統的国際法を全面的に否定するというのではなく、それを科学的、客観的に総点検して伝統的国際法を南北問題に適応させるという改良主義的性格のものであった」として、「開発の国際法」がその後「国際社会法」として発展していく素地となったという。高島（1995）11頁。
- 10) Feuer & Cassan (1991), pp. 23-8は「開発の国際法」の独特的性格として、「目的志向性」「多分野混合性」「反抗性」の三つを挙げる。
- 11) 「開発の国際法」の提唱者となった前述のアンドレ・フィリップも、発展途上諸国における資源ナショナリズムや排他的主権確立の運動の激化につき、「開発の国際法」との関連性の観点から、やはり言及を行っていた。しかしその行き方はヴィラリーと全く対照的であり、途上国による独立強化と国家主権確立への運動、特に石油産出国による天然資源への排他的主権の要求は、先進国と途上国との協調的な開発協力の実現を自ら否定する「自殺行為」であり、途上国は旧時代の遺物であるナショナリズムを克服する必要がある、という。その帰結のひとつとしてフィリップは、先進国から途上国への所得移転構想の実現には、移転された諸資源の使途に関する国際的管理制度の確立が条件とされるべきであるという。Philip (1965), pp. 132-4. しかし、このようなフィリップの立場はのちの「開発の国際法」論者の採るところとはならず、途上国の主権的基盤の確立をむしろ本旨とする方向での理論構築がすすめられたのである。
- 12) 主権平等と意思主義を中心的概念として据える

ことで、自由主義的な近代国際法体系の基礎を築いたヴァッテルは、「人々は生まれながらにして平等であり、彼らの権利と義務もやはり自然に由来するものとして同等であるから、それらの人々から構成され、自然状態で共に生活する自由な諸個人とも類推されるところの諸国民も、元来平等であり、自然から由来する同等の権利義務を持つ。この点では、強者と弱者の間に如何なる違いも生じないのであり、小人も巨人と同じく人間であるのと同様、小共和国も最強の王国と同じく主権を持つ国家である」という。この一節は、「開発の国際法」論者が好んで引用するものである。E. Vattel, *Le Droit des Gens*, 1758, préliminaires 18–9, quoted in Flory (1974b), p. 14; id. (1977), pp. 16–7; Dupuy (1979), p. 121.

13) 時代は下るが、例えば日本の国際法学では田畠が、戦間期の普遍主義的国際法学が批判する19世紀的な絶対無制約の国家主権の観念は、国家主権の成立史から見れば一時的な逸脱であり、とくにヴァッテルにおける抗議的概念としての国家主権に着目することで、普遍主義的国際法学による極端な主権排撃のなかから国家主権の有意義な部分を救い出した。田畠 (1950) 18–34頁。また、田畠が国家平等観念成立の出発点をグロティウスではなく理性的自然法に依拠したブーフェンドルフに見出していることも、戦間期欧洲国際法学の過度の普遍主義構想に抵抗し、主権原理に合理的基礎を与えようとする試みであったといえる。田畠 (1958)。

14) 山本 (1994) 211–2 頁。対物的権利は「領土保全」原則により、自律的統治権は「政治的独立」原則により保護される。

15) 国際連盟規約第10条、国連憲章第2条4項、友好関係原則宣言（国連総会決議2625）前文及び第1原則、全欧安全保障協力会議最終議定書第Ⅳ原則など。

16) Bennouna (1983), p. 102.

17) Bennouna (1983), p. 109; Bedjaoui (1987), p. 105; Feuer & Cassan (1991), p. 214.

18) 中川 (1991) 34頁。この点に関するリーディン

グ・ケースであるセルビア公債事件において常設国際司法裁判所判決は、「国家が国際法主体としての資格において相互間で締結した契約以外の契約は、すべて特定の国の国内法に基づく。それがどの国の国内法であるかは国際私法の問題である」と述べる。Affaire des emprunts serbes, CPIJ Rec. 1929. Série A, N° 14, p. 41. この立場は、第二次大戦直後にも、国際司法裁判所で確認されている。アングロ・イラニアン石油会社事件において同裁判所は、開発契約の「条約」性を強調する英國の意見を退け、国家と外国私企業との間の契約は国際法上の契約とはなり得ないとして、当該事件に対する管轄権を否認した。Affaire de l'Anglo-iranian, 22 juillet 1952, CIJ Rec. 1952.

19) Pellet (1987a), p. 108は、「全ての進展は『非国際化』から始まるのであり、国際法はもはや、国家の主権的管理権限を保障する限りでしか意味を持たない」と述べる。またFeuer & Cassan (1991), p. 211も、「国有化の行為形式を第一次的に規律するのは、国際法ではなく国内法である。国家は、外国人資産を国有化する動機の単独の判断者であり、国有化の対象となる資産を決定する唯一の権限を持つ」という。

20) 「開発の国際法」論者は当然、ハル三原則が国際法上の義務であることを否定し、収用を行う国家はこの原則の定める補償基準を満たす必要はないという。Bedjaoui (1987b), p. 105; Flory (1974a), pp. 298–9.

21) Feuer & Cassan (1991), p. 200; Bennouna (1983), p. 109. ペレもまた、途上国にとって主権の「恒久性 (permanente)」「不可譲性 (inalienable)」「完全性 (entièr)」とは、外国人の既得権の主張や、途上国の経済的脆弱性ゆえに、余儀なく協定や契約によって他国に譲り渡している権利につき、これを改変あるいは破棄して自由な決定権を回復することを意味する、と述べる。Pellet (1987a), pp. 110–1.

22) Mahiou (1976), pp. 432–4.

23) 国家に認められる国有化の権利の法的基礎を一般国際法に求めようとする先進国の立場に対し、

- もっともラディカルな途上国の立場は、天然資源に対する主権あるいはそこから派生する国有化の権利の法的基礎を国際社会における強行規範 (*jus cogens*) に見出す。Feuer & Cassan (1991), pp. 214-5.
- 24) Bedjaoui (1987b), pp. 101-4; Feuer & Cassan (1991), pp. 200-4.
- 25) 同項は、「所有者は、主権を行使してかかる措置〔国有化、収用、または徵發〕をとる国家で実施されている規則に従って、かつ、国際法に従って、適当な補償を支払われるものとする」と規定する。
- 26) 「開発の国際法」論者も、安定化条項は国家の国有化の権利を制限することはできないとする。例えばベヌーナは、クウェイトがアミノイル社との契約を一方的に破棄した事件に関して仲裁裁判所が出した1982年の判断が、国家が一定期間国有化を差し控える旨の約束を交わすことを一般国際法は禁じていないとして安定化条項に一定の有効性を認めたことに疑問を提起し、資源に対する恒久主権は強行規範 (*jus cogens*) であるから、個別の合意によりこれを放棄・制限したとしても、それは条約法条約第53条にしたがって無効となる、という。Bennouna (1983), pp. 112-6; *Id.* (1984b), pp. 59-72. 川岸 (1980) 26頁も同旨。
- 27) これらの学説につき、中川 (1990) 65-89頁；同 (1991) 37-41頁；Stern (1983), pp. L-LI; Garcia-Amador (1990), pp. 24-30, 参照。
- 28) 中川も、「受入国による合意の一方的破棄の合法性に関して相互に相容れないルールが一般国際法として主張されて対立し、そこには歩み寄りの余地はないようにみえる」として、この論争が論理的レベルではなく、原理的な、さらにはイデオロギー的なレベルでの対立として展開されてきたと理解する。中川 (1990) 10, 16-8頁。
- 29) Garcia-Amador (1990), p. 72. なおこの定式化は、ボゴタ会議におけるキューバの提案に受け継がれ、結果として米州機構 (OAS) 憲章の第19条として反映された。
- 30) 例えば、Flory (1974a), pp. 276-302; *Id.* (1977), pp. 120-59, 210-33.
- 31) Feuer (1957); *Id.* (1963), pp. 890-905,などを参照。
- 32) David (1974); Sahovic (1966).
- 33) Pellet (1987a), pp. 111-2; Bedjaoui (1987), pp. 101-2; Flory (1974a), pp. 291-302.
- 34) Bedjaoui (1979), pp. 154-8; Mahiou (1976), pp. 437-9.
- 35) 1965年の国連総会決議2131（「国内問題干渉の非許容性に関する宣言」）はじめて、他国の経済的独立を侵害するような、強制や経済的圧力を用いた干渉行動を非難した。また、1970年の友好関係原則宣言（国連総会決議2625）は、国家の内政事項に関する不干渉原則を再三確認している。とくに第3原則や第6原則を参照。
- 36) ラディカルな「開発の国際法」論者には、二国間経済開発協定などによる「協力」関係そのものが、先進国が途上国に自国の法制度や生産様式を押し付けて、途上国に対する政治的経済的な支配を永続化しようとする新植民地主義の手段に他ならないとして、協力関係の断絶を主張する従属論の立場もみられた。Bedjaoui (1979), pp. 80-4.
- 37) 第4条 (a) 項は、諸国家の主権平等、全ての人民の自決権、武力による領域取得の非許容性、領土保全、他国の内政事項への不干渉をNIEOにおける第一の基盤として掲げる。さらに、社会経済体制の自己選択権 (d項)、天然資源と経済活動に対する恒久主権及びそのコロラリーとしての国有化権の不可譲性 (e項)、植民地支配下での搾取に対する補償を求める権利 (f項)、多国籍企業の活動を自国経済の利益に従って規制監督する権利 (g項) などが、NIEOにおける基本原則として提示されている。
- 38) 作業部会での意見の対立状況については、Rozenthal (1976); White (1976) を参照。
- 39) 憲章の第1章では、国家の主権平等、領土保全、不干渉など、主権国家体系の政治的側面における基本原則が列挙される。第2章では、経済社会体制の自由選択権 (第1条)、天然資源と経済活動に対する恒久主権 (第2条)、植民地主義とアパルトヘイトの排除と経済的搾取の補償 (第16条)、政治

- 的経済的な強制措置の禁止（第32条），などの具体的諸原則が提示される。
- 40) 多国籍企業の活動の規制および外国投資の規制は，最も重要な領域主権の一形態であるとして「開発の国際法」論者も強調するものである。David (1974), pp. 74-80; Bennouna (1983), pp. 774-80; Feuer & Cassan (1991), pp. 231-71; Pellet (1987a), pp. 108-14.
- 41) フエールは発展途上諸国にとっての「開発の国際法」とは，何よりも経済的社会的文化的な非植民地化の権利を意味するとしてうえで，その権利は「発展途上諸国が，その対外的依存性にもかかわらず，開発に関わる権限の排他性・自律性・完全性を現実に確保することを可能にする諸原則に依拠する」という。そして，その体系の最も枢要な基盤として主権平等と民族自決の両原則を挙げ，そこから天然資源に対する恒久主権などの現代的権利が導かれるとする。このような基礎をおいたうえで彼は，多国間あるいは二国間の開発協力体制において，国際組織や旧宗主国が援助賦与権限を背景に途上国の内政に干渉したり，開発計画の内容決定や実施運営が途上国政府の自主性を尊重しない形で行われたりすることを，主権平等原則の強化により排除せねばならないという。また，外国の私人による投資や企業活動も，途上国政府の経済的政策決定に制約や圧力をもたらすことがあるため，投資許可の条件や開発契約の内容を政府が自律的・一方的に決定する権利が認められるとする。このように主権平等原則を重要な基盤として強調したうえで，報告の後半において彼は，主権平等原則の相対化を論じ，よく知られた「二重規範論」を提出する。Feuer (1974)。フロリーもまた，従来の形式的な主権平等から脱却することが必要であると説く一方で，「それは古典的な主権平等の公理が廃棄されることを意味しない。古典的主権平等は常に有意義であり，保護の役割を果たしつづける」と付け加えることも忘れない。Flory (1974b).
- 42) Bennouna (1983), pp. 212-3; Feuer & Cassan (1991), p. 481; Pellet (1987a), pp. 15-6; Flory (1977), pp. 246-7; de Rivero (1980), pp. 1-14; Khan (1987), p. 179.
- 43) Bedjaoui (1979), pp. 127-30; Flory (1974a), pp. 267-8; *id.* (1974b), pp. 11-2；位田 (1985), 615-6 頁。
- 44) ベヌーナは，「市民階級の主導のもと，主権国家が確立してその権力が強化されたことで，法学者は主觀性に彩られた自然法主義を退ける」こととなり，これにかわって実証主義的・科学主義的態度が支配的となったという。そしてその結果，法学は社会の実情から切り離された「純粹法学」として行われ，みずからの論理の世界に自閉することになったとする。Bennouna (1983), pp. 24-6.
- 45) Feuer & Cassan (1991), p.28; Bedjaoui (1979), pp. 63-5; Bennouna (1983), pp. 24-6；位田 (1985), 612頁；同 (1989), 58頁；西海 (1987), 38-9頁；高島 (1995), 34-6頁.
- 46) Flory (1977), p. 45; Colliard (1981), pp. 153-4.
- 47) デュピュイによれば，産業化の進行と大衆階級の成長により，国内法における一元的な「市民 (homme-citoyen)」や一般法の観念は，しだいに「具体的人間 (homme-situé)」とそれに対応する階級法・社会立法の観念にとってかわられた。したがって国際法においても，各国の置かれた状況を個別的に把握する「具体的国家 (État situé)」像への転換が必要であり，それに対応して国際法規範も，その内容を普遍的法 (droit universel) から状況的法 (droit situationnel) へと変化させ，規範の個別化 (normes individualisantes) が行われねばならないとされる。Dupuy (1979), pp. 117-23.
- 48) ペレの議論はその典型である。彼は，「国内社会と国際社会にいかなる相違があろうとも，国内の社会立法と『開発の国際法』との間には，非常に強力な類推が成立する。もし人間社会の歴史が階級闘争の歴史であるとすれば，人間社会からなる社会〔国際社会〕も，その法則から逃れることはできないのである。プロレタリア国家は，十九世紀以来プロレタリアートが展開してきたような，平等への闘いを行うのである」と述べ，不平等是正に寄与する「国際社会法」の必要性を訴える。

そして彼は自身のこのような立場を、国家間社会の基本構造の根本的な転覆ではなく、その基本構造のうえでの進歩を目指す、「改良主義（réformiste）」としての本質をもつものであると自己規定する。Pellet (1987a), pp. 4-5. 同様に国内法秩序の類推を行うものとして、Flory (1977), p.58; *id.* (1987), pp. 22-4; 位田 (1982), 394頁；同 (1985), 645頁；西海 (1992)。

- 49) その起源と問題性につき、大沼 (1991) 参照。
- 50) 例えば世界銀行の国際開発委員会などでは、一人当たりの所得が500ドル以下の国が「途上国」のおおまかな基準とされていた。de Lacharrière (1973), pp. 236-7.
- 51) UNCTADは、「特恵関税措置は、低開発国たる地位を主張する全ての国・領域・地域からの輸出品に対して適用されねばならない」と決定した。Feuer & Cassan (1991), pp. 55.
- 52) 発展途上諸国の内部においても当然、経済発展段階や社会的状況が様々に異なる国家が存在するのであり、「具体的国家」像の理念に忠実になるならば、「途上国」というカテゴリーの内部にも、様々な下部分類が必要となるはずである。そしてそれは実際にいくつかの国際組織において、「内陸国」「島嶼国」「（ドルショックや石油危機がもたらした）世界経済危機により最も深刻な影響を被った国」「最貧国」などの下部分類を生み出したのであり、この点に言及する「開発の国際法」論者も多い。de Lacharrière (1967); *id.* (1971); *id.* (1973), pp. 238-42; Colliard (1981), pp. 55-64; Dupuy (1979), pp. 123-34. しかし、例えば第1回UNCTADにおいて、アフリカの最貧国と関係の深いフランス・ベルギーなどが提案した、受益国の発展度合に比例した特恵供与の段階化の提案（プラッスール・プラン）は、他の途上国から「団結の分断」であると強く非難された。最貧国やその他の下部分類概念はその後徐々に確立していくものの、多くの途上国の関心は、「第三世界」ブロックの団結の強化と、「先進国対途上国」という「南北」問題の構図の明確化にあり、「南南」問題の焦点化はむしろ慎重に回避されていたというべきだ

ろう。そして「開発の国際法」の以後の理論化においても、議論の焦点は「先進国」と「途上国」との間の権利義務の差異化にはほぼ絞られ、「途上国」内部の下部分類に関しては周辺的な位置付けしか与えられなかったと言ってよい。

- 53) Flory (1974b), p. 21.
- 54) Flory (1977), p. 46; 位田 (1985), 615-6頁.
- 55) Feuer (1974), p. 220; Flory (1977), p. 49.
- 56) Flory (1974b), pp. 20-2; *id.* (1977), pp. 38-43; Feuer & Cassan (1991), pp. 29-33.
- 57) もちろん、各国の経済的社会的状況を「具体的国家」観により把握して実質的平等を目指すことは、中小国に対する積極的優遇ではなく、大国に対する経済力に応じた特権の賦与という方向にもつながり得る。Boutros-Ghali (1960); Colliard (1970). 反論として、Stern (1983), pp. LV-LVI.
- 58) Feuer (1974), p. 225. 他にFlory (1974a), p. 315; Garcia-Amador (1990), pp. 36-41; 西海 (1987), 33-92頁。
- 59) de Lacharrière (1973), p. 259.
- 60) なお、「規範の二重性」の議論に対しては、「途上国」というカテゴリーの内部においても各国が直面する状況が多様であることから、規範の「多重化」が必要になるはずであり、特に分担金の決定などの場面では、各国の国民所得などに比例した規範の「個別化」「細分化」がなされねばならないという議論も見られた。Colliard (1981), pp. 179-80; Pellet (1987a), p. 91; 西海 (1992), 2-16頁。ただし、註52でもすでに述べたように、「途上国」内部にこのような下部分類を設定する試みは、「開発の国際法」において主流を形成したとはいせず、基本的な枠組みは「先進国」対「途上国」であり続けた。
- 61) 国連総会決議1707 (1961年) は先進国に、必ずしも完全な相互主義を期待することなく途上国に対して通商上の特別待遇を賦与すべきことを勧告した。こうした非相互主義的讓許の主張は、国連総会決議1897 (1963年) に付された途上国との共同宣言でも再確認されている。
- 62) 一般原則の第8原則は、相互主義的讓許と最恵

国待遇を国際通商における基本原則と認めつつも、先進国は途上国全体に対して、先進国間における一般的待遇よりも有利な待遇を、相互主義を要求することなく賦与すべきであるとする。

63) Virally (1967), pp. 5–14.

64) *Ibid.*, pp. 48–54.

65) *Ibid.*, pp. 29–47, 66–7.

66) *Ibid.*, pp. 61–7.

67) *Ibid.*, pp. 88–97.

68) Stern (1983), pp. LIV–LV.

69) これらの数量制限の発動要件につきGATT第18条9—11項を、締約国団の審査につき同条12項を参照。

70) この条項の正式な手続を踏むことなく行われていた数量制限も実際には多数あったが、この条項のもとでGATTに届け出られた数量制限措置だけでも、74—87年の間で3,500件あまりに及んだ。Finger & Winters (1998), p. 376–377.

71) GATTの第18条4項は、この条項が適用される「途上国」を、「経済が低生活水準を維持することができるにすぎず、かつ、開発の初期の段階にある締約国」と定義している。ただしGATTには、第18条を援用する途上国がこのような定義を充足する国であるかどうかを確認する手続が用意されていないため、前述のように、「途上国」の分類は「自己選択」により行われることとなる。

72) GATT第18条12項を参照。先進国が相互主義的対抗措置を発動するには、途上国の措置が必要な期間や限度を超えていること、差別的になされていること、また、当該措置により自国の貿易が悪影響を受けていること、などを明白に立証し、締約国団の許可を仰がねばならない。

73) こうした政治的必然としての相互主義原則は、GATT第28条の2にも確認的に規定されている。同条は、ラウンド交渉が「相互的かつ互恵的」に行われることが、国際貿易の拡大のためきわめて重要であると述べる。そして実際に、GATT初期のラウンド交渉においては、「リクエスト・アンド・オファー」方式と呼ばれる、国別・品目別のきわめて厳格で特定的な相互主義に基づく方式が

採用されていた。

74) GATT第28条の2(3)は、「低開発国がその経済開発を助長するため関税による保護を一層弾力的に利用することの必要」を十分に考慮してラウンド交渉が行われねばならない、と規定する。もちろん、「十分に考慮」という文言からも明らかのように、この条項は何らかの厳格な権利義務関係を設定する趣旨ではないが、本文に述べた事情などから、先進国はみずから実施する譲許に対して途上国に完全な相互主義を事実上要求しないことを、この条項は確認していると解されている。

75) Feuer (1974), pp. 228–9.

76) 例えば第36条8項。

77) こうして途上国の高関税政策が容認された結果として、86年のウルグアイラウンド開始前までの先進国の関税バインド率（全関税品目のうちGATTの譲許表に記載している関税品目）は80%に及ぶのに対して、途上国のそれは30%にとどまり、バインド品目の平均関税率も、先進国がゼロに近かったのに対し、途上国は高税率を維持していた。Finger & Winters (1998), p. 368.

78) 74年法は大統領に次のような国に対する特恵の供与を拒否する権限を与えていた。(a)共産主義国(b)商品カルテルに参加し不合理な水準にまで価格を高騰させる活動を行う国(c)迅速・適正・実効的な補償なしに米国资産を収用する国(d)米国の麻薬取締法に協力しない国(e)仲裁裁定を忠実に承認・実施しない国。さらに米国はその10年後、84年法において、テロリスト支援国、不合理な輸出慣行を持つ国などを新たに排除理由として加え、また知的財産権・労働者の権利などの保障のレベルも考慮にいれることとした。

79) Feuer (1974), pp. 230–4; Garcia-Amador (1990), pp. 104–8.

80) わずかに数種類の一次産品を除いて、実効的な国際制度の構築はほとんど実現しなかった。Bennouna (1983), pp. 158–209; Feuer & Cassan (1991), pp. 543–72; 高島 (1995), 278–94頁、などを参照。

81) Weeramantry (1985), pp. 498–501; Mahiou (1976), pp. 439–44などを参照。

- 82) 1970年に国連総会で採択された「第二次『開発の十年』国際戦略」(決議2626) 第42項では先進国はGNPの1%を援助に充てることとされ、第43項では、その1%のうち少なくとも0.7%は公的な援助によって占められねばならないとされる。Flory (1974a), pp. 318-20; Virally (1970); Feuer & Cassan (1991), pp. 438-51, などを参照。
- 83) Bedjaoui (1979), pp. 136-40; Sahovic (1966), pp. 30-6; Pellet (1987b), pp. 120-3.
- 84) Bedjaoui (1979), pp. 142-3; de Lacharrière (1973), pp. 261-3; Feuer & Cassan (1991), pp. 171-4.
- 85) Pellet (1987b), pp. 123-8; Feuer (1987), pp. 137-43.
- 86) デュピュイは、国家実行の蓄積が先行する従来の慣習法形成と、法的信念が先行する新しい慣習法の定立様式とを、それぞれ「通常の慣習 (coutumes sages)」「特異な慣習 (coutumes sauvages)」と呼んで区別する。Dupuy (1974). この区別に依拠するものとして、Pellet (1987a), pp. 48-51, も参照。
- 87) Bennouna (1983), pp. 89-92; Sahovic (1966), pp. 46-7.
- 88) Feuer (1974), pp. 192-3.
- 89) ベヌーナは、決議の内容の具体化について交渉を行う義務、決議の内容の実現を不可能にする事態の発生を防ぐ現状維持義務、などの緩やかな義務が各国に課されるという。Bennouna (1983), pp. 92-8.
- 90) Cheng (1965), pp. 23-48.
- 91) Stern (1983), pp. XL-XLI; Flory (1977), pp. 68-9.
- 92) Dupuy (1975), pp. 144-8; *id.* (1979), pp. 181-7; Flory (1977), pp. 74-6; Stern (1983), pp. XL-XLIV.
- 93) デュピュイは、決議を比較的規範性の高いものと低いものに区別し、前者を「条約的決議 (résolutions conventionnelles)」と呼ぶ一方、後者は、将来の各国の行動を喚起 (incitation) する程度の意義を持つにとどまる「プログラム法 (droit programmaticoire)」であるとし、この後者のような決議のみが「ソフトロー」と呼ばれるべきだという。Dupuy (1975), pp. 139-48.
- 94) ヴィラリーは、第二次「国連開発の10年」決議について、それがとくに先進国の援助義務を具体的な数値目標と達成期間を計画に規定し、実施状況を評価するフォローアップ制度をも備えていたことから、これを「準法的」文書として性格付けた。Virally (1970).
- 95) 位田は、南北問題においては、国際社会における合法性と正当性が必ずしも一致しておらず、伝統的国際法の基盤に立つ主権国家の自由な行動の権利（合法性）と、未だ国際法規範は完成していないが「国際共同体」観念に基づく全体利益の追求（正当性）との対立が表面化しているという。そして、こうした国際社会における劇的な価値の転換に伝統的国際法が適切に反応し得ていないことが、ソフト・ローの議論を要請しているとして、この議論を基本的には肯定的に評価する。ただし位田によれば、こうした状況を「ソフト・ロー」として総称するのではなく、むしろ「生成途上の法」「前法」「プログラム法」など、義務の内容や拘束の態様などを特徴付ける一層細かい区分名称のほうが、当該決議の法的性格を明確にし、それが法形成のどの段階にあるのかも示し得るのであるから、理論的にも実際的にも有益かつ生産的であると結論する。位田 (1986), 1-26, 1-21頁。しかし、「開発の国際法」におけるソフト・ローの議論の本質と問題点は、その「ソフト」なる概念じたいの欺瞞性にあり、そこにこそまず批判が向けられねばならないと思われる。
- 96) Weil (1982).
- 97) *Ibid.*, p. 27.
- 98) *Ibid.*, pp. 45-50.
- 99) *Ibid.*, p. 23.
- 100) *Ibid.*, pp. 27-30.
- 101) *Ibid.*, pp. 31-2, 53-6.
- 102) Feuer & Cassan (1991), pp. 34-6; Feuer (1974), pp. 218-9; Garcia-Amador (1990), pp. 60-82; Flory (1977), pp. 48-53.

- 103) Feuer & Cassan (1991), p. 28; 位田 (1985), 645 頁。
- 104) Bennouna (1984b).
- 105) Pellet (1984), pp. 71-85; Feuer & Cassan (1991), pp. 37-8; Bennouna (1983), pp. 20-3.
- 106) こうした体系化を行うものとして、例えばGarcia-Amador (1990), pp. 1-4, 48-82など。
- 107) 例えばシュミィエ=ジャンドロは、「開発の国際法」という抽象的な言葉は、「法」の特質や機能を全く表現しないイデオロギー的な呼称であるから、これを放棄すべきだとする一方で、「開発の国際法」の内容を「発展の権利」として再構成し、権利主体や権利の内容を細かく画定させていくことが、今後の重要な課題であると述べる。Chemillier-Gendreau (1987).
- 108) 「発展の権利」はもともと、経済開発が国家を基本単位としてすすめられてきたことで個々人の具体的な生活水準の向上が等閑視される傾向があったという反省をひとつの契機として、「人権」としての意義を強調するかたちで生まれてきたものである。しかし、国家中心主義をとる途上国政府や、それを後押しする「開発の国際法」論者は、発展の権利が個人に帰属することにきわめて否定的な態度を取るとともに、この権利を国家に集中させることで、「国家間レベルでの国際社会法」を実現するための論拠として利用しようとした。Bedjaoui (1987), pp. 87-93; Pellet (1984), pp. 74-85; Bennouna (1983), pp. 20-3.
- 109) Virally (1983a), pp. 273-5.
- 110) Virally (1983a), pp. 275-6; id. (1983b), pp. 331-6.
- 111) Virally (1984), pp. 158-9.
- 112) Virally (1983a), pp. 193-4, 276; Virally (1984), pp. 159-60.
- 113) Friedmann (1964), pp. 4-5, 8-10, 60-1.
- 114) Polanyi (1944), esp. ch. 6.
- 115) こうした現象に関する法理論的考察として、山本 (1969); 奥脇 (1991)。
- 116) Friedmann (1964), pp. 10-1, 61-3.
- 117) セルはこうした国家機関の役割を「国家の二重機能」として定式化する。彼によれば、国家を集合的な「人格」としてとらえ、国際社会を国家人格から構成される社会と観念するのは分析的観察に基づく態度とはいえない。国家は「個人間関係の調整手続」でしかなく、国際・国内の両局面において、諸個人の社会的要請の受任機関として機能する。Scelle (1935).
- 118) 山本は「国際法と国内法は、法体系として相互に委任・授權の関係になく自律・独立の法規範でありながら、それぞれの分野での有効性を相互に承認しあい、各国家機関の活動を通じて両法間の協調 (collaboration) を組織化すること」が重要になってきているという。山本 (1997), 23頁。
- 119) 国際法のこうした機能は、各国家法の調和 (harmonization) を進展させる契機となる。中川 (2002).
- 120) シエイスによれば、現代的レジームにおいて発生する不遵守は、規範の未成熟（共通利益の未確定）ゆえの不明確性や、名宛国の行政的能力の欠乏に起因するものである。それゆえ遵守確保のための実効的な方策は、情報共有の促進や各国の行政能力開発、政策審査などの、非権力的な制度の整備である。Chayes & Chayes (1995), chpts. 1, 6-10.
- 121) 途上国の対外債務総計は、74年に1, 410億ドルであったのが、78年には3, 130億ドル、83年には6, 200億ドルに達している。Krueger (1995), p. 31.
- 122) ロバート・ジャクソンは、戦後国際社会が一様に主権国家を単位として構成されたために、領域内において国家機能を十全に果たせない「疑似国家 (quasi-state)」であっても、国際社会の干渉から免れて不合理な統治を継続することが可能になったという。Jackson (1990).
- 123) Hudec (1987), chpts. 9-11.
- 124) Huntington (1991), esp. ch. 2.
- 125) 途上国における民主化移行過程でこのような社会運動が果たした役割を説明するものとして、Haggard & Kaufman (1995).
- 126) 例えば農業交渉におけるケアンズ・グループの成立について、Tussie (1993) 参照。

127) 例えば、WTOへの加盟手続時に行われる国内法制審査や、貿易政策検討制度（TPRM）などの遵守管理手続は、途上国の法制度整備や政策立案に多大な影響を与えており、WTOと世銀等の他機関との機能的連携により途上国支援を一層促進しようという試みも行われている。WTO, *Annual Report 2001*, pp. 23-4.

128) この点を明確にしたのはムバイエである。彼は「発展の権利」と「開発の国際法」の差異を強調し、人々の生活水準における貧困の悪化を隠蔽するような過度の「一般化」に警告を発している。M' Baye (1972).

129) 例えばブトロス＝ガリの『開発への課題』も、「統治力の改善強化」や「包括的国家戦略の設計と追求」が開発の基本的条件であると述べる。A/48/935 (1994), paras. 125-6.

#### 【参考文献】

位田隆一 (1982), 「新国際経済秩序の法的構造」『法学と政治学の現代的展開（岡山大学創立三十周年記念論文集）』（有斐閣）371-398頁。

位田 (1985), 「開発の国際法における発展途上国の法的地位」（京都大学法学論叢第116巻1—6号）609-647頁。

位田 (1986), 「『ソフトロー』とは何か—国際法上の分析概念としての有用性批判—（一）（二・完）」（京都大学法学論叢第117巻5号・6号）1-26, 1-21頁。

位田 (1989), 「『開発の国際法』理論—フランス国際法学の一端—」（日仏法学第16号）47-73頁。

大沼保昭 (1991) 「国際法学の国内モデル思考」『国際法と国内法—国際公益の展開—（山本草二先生還暦記念）』（勁草書房）57-82頁。

奥脇直也 (1991) 「『国際公益』概念の理論的検討—国際交通法の類比の妥当と限界—」『国際法と国内法—国際公益の展開—（山本草二先生還暦記念）』（勁草書房）173-243頁。

川岸繁雄 (1980) 「コンセッションと国際法」（国際法外交雑誌第79巻1号）1-43頁。

高島忠義 (1995), 『開発の国際法』（慶應通信）。

田畠茂二郎 (1950) 『国家主権と国際法』（日本評論

社）。

田畠 (1958), 『国家平等思想の史的系譜』（同文書院）。

中川淳司 (1990) 『資源国有化紛争の法過程』（国際書院）。

中川 (1991), 「国家責任と契約責任の交錯—資源開発契約を素材に—」（国際法外交雑誌第90巻5号）31-60頁。

中川 (2002), 「経済規制の国際的調和（総論）」（社会科学研究第53巻4号）1-21頁。

西海真樹 (1987) 「『開発の国際法』における補償的不平等観念—二重規範論をたがかりにして—」（熊本法学第53号）33-92頁。

西海 (1992), 「開発の国際法における『規範の多重性』論」（世界法年報第12号）2-16頁。

山本草二 (1969) 「国際行政法の存立基盤」（国際法外交雑誌第67巻5号）1-66頁。

山本 (1994), 『国際法（新版）』（有斐閣）。

山本 (1997), 「国際法の国内的妥当性をめぐる論理と法制度化」（国際法外交雑誌第96巻4・5号）18-51頁。

Bedjaoui, Mohammed (1979), *Pour un Nouvel Ordre Économique International* (UNESCO).

Bedjaoui (1987), 'Some Unorthodox Reflections on the "Right to Development,"' in Snyder & Slinn (1987), p. 105

Bennouna, Mohamed (1983), *Droit International du Développement* (Berger-Levrault, Paris).

Bennouna (1984a), 'Réalité et Imaginaire en Droit International du Développement,' in *Le Droit des Peuples à Disposer D'Eux-Mêmes: Méthodes D'Analyse du droit International (Mélanges Offerts à Charles Chaumont)* (Pedone, Paris), pp. 59-72.

Bennouna (1984b), 'Défi du Développement et Volontarisme Normatif,' in Flory, Mahiou, & Henry (1984), pp. 111-9.

Boutros-Ghali, Boutros (1960), 'Le Principe d'Égalité des États et les Organizations Internationales,' *Recueil des Cours 1960-II*, pp. 3-73.

Chayes, Abram & Antonia H. Chayes (1995), *The*

- New Sovereignty (Harvard University Press).
- Chemillier-Gendreau, Monique (1987), 'Relations Between the ideology of Development and Development Law,' in Snyder & Slinn (1987), pp. 57–65.
- Cheng, Bin (1965), 'United Nations Resolutions on outer space: "Instant" Customary Law?' *Indian Journal of International Law* 5, pp. 23–48.
- Colliard, Claude-Albert (1970), 'Égalité ou Spécificité des État dans le Droit International Public Actuel,' in *Mélanges offerts à Louis Trotabas* (L.G.D.J., Paris), pp. 529–58.
- Colliard (1981), 'Spécificité des État, Théorie des Statuts Juridiques Particuliers et d'Inégalité Compensatrice,' in *Le Droit International : Unité et Diversité (Mélanges offerts à Paul Reuter)* (Pedone, Paris), pp. 153–180.
- David, Eric (1974), 'Quelques Reflexions sur L'Égalité Économique des États,' *Revue Belge de Droit International* X, pp. 399–424.
- De Lacharrière, Guy (1967), 'Aspects Récents du Classement d'un Pays comme <Moins Développé>,' *Annuaire Français de Droit International* XIII, pp. 703–716.
- De Lacharrière (1971), 'Identification et Statut des Pays <Moins Développés>,' *Annuaire Français de Droit International* XVII, pp. 461–482.
- De Lacharrière (1973), 'L'Influence de l'Inégalité de Développement des État sur le Droit International,' *Recueil des Cours 1973-II*, pp. 233–269.
- De Lacharri è re (1987), 'The International Law of Development: Words and Conduct,' in Snyder & Slinn (1987), pp. 41–8.
- De Rivero, Oswaldo (1980), *New Economic Order and International Development Law* (Pergamon Press).
- Dupuy, René-Jean (1974), 'Coutume Sage et Coutume Sauvage,' in *La Communauté Internationale (Mélanges offerts à Charles Rousseau)* (Pedone, Paris), pp. 75–87.
- Dupuy (1975), 'Droit Déclaratoire et Droit Programmatore: De la Coutume Sauvage à la <Soft Law>,' in *L'Elaboration du Droit International Public* (Société Française pour le Droit International, Colloque de Toulouse), (Pedone, Paris), pp. 132–48.
- Dupuy (1979), 'Communauté Internationale et Disparités de Développement,' *Recueil des Cours 1979-IV*, pp. 9–232.
- Feuer, Guy (1957), *Les Aspects Juridiques de L'Assistance Technique* (LGDJ, Paris).
- Feuer (1963), 'Les Accords Culturels Passés par la France avec les Nouveaux États D'Afrique Noire et Madagascar,' *Annuaire Français de Droit International IX*, pp. 890–905.
- Feuer (1974), 'Les Principes Fondamentaux dans le Droit International du Développement,' in *Pays en Voie de Développement et Transformation du Droit International* (Société Française pour le Droit International, Colloque D'Aix-en-Provence) (Pedone, Paris), pp. 191–234.
- Feuer (1987), 'The Role of Resolutions in the Creation of General Rules in the International Law of Development,' in Snyder & Slinn (1987), pp. 137–43.
- Feuer, Guy, & Hervé Cassan (1991), *Droit International du Développement* (Deuxième édition, Dalloz, Paris).
- Finger, J. Michael and L. Alan Winters (1998), 'What can the WTO do for developing countries?' in Anne O. Krueger ed., *The WTO as an International Organization* (The University of Chicago Press), pp. 365–92.
- Flory, Maurice (1974a), 'Souverainete des États et Coopération pour le Développement,' *Recueil des Cours 1974-I*, pp. 255–329.
- Flory (1974b), 'Inégalité Économique et Évolution du Droit International,' in *Pays en Voie de Développement et Transformation du Droit International* (Société Française pour le Droit Interna-

- tional, Colloque D'Aix-en-Provence) (Pedone, Paris), pp. 11-40.
- Flory (1977), *Droit International du Développement* (Presses Universitaires de France).
- Flory, Maurice, Ahmed Mahiou & Jean Robert Henry (1984), *La Formation des Normes en Droit International du Développement* (Éditions du CNRS, Paris).
- Friedmann, Wolfgang (1964), *The Changing Structure of International Law* (Stevens & Sons, London).
- Garcia-Amador, F.V. (1990), *The Emerging International Law of Development* (Oceana Publications, New York).
- Haggard, Stephan, & Robert R. Kaufman (1995), *The Political Economy of Democratic Transitions* (Princeton University Press).
- Hudec, Robert E. (1987), *Developing Countries in the GATT Legal System* (Trade Policy Research Centre).
- Huntington, Samuel P. (1991), *The Third Wave* (University of Oklahoma Press)
- Jackson, Robert H. (1990), *Quasi-states: Sovereignty, International Relations and the Third World* (Cambridge University Press).
- Khan, Kabir-ur-Rahman (1987), 'International Law of Development and the Law of the GATT,' in Snyder & Slinn (1987), p. 179.
- Krueger, Anne O. (1995), *Trade Policies and Developing Nations* (The Brookings Institution).
- Mahiou, Ahmed (1976), 'Les Implications du Nouvel Ordre Économique et le Droit International,' *Revue Belge de Droit International XII*, pp. 421-450.
- M' Baye, Kéba (1972), 'Le Droit au Développement comme un Droit de l'Homme,' *Revue des Droits de l'Homme 2/3*, pp. 505-34.
- Pellet, Alain (1984), 'Note sur Quelques Aspects Juridiques de la notion de Droit au Développement,' et 'conclusions,' in Flory, Mahiou, & Henry (1984), pp. 71-85, 368-73.
- Pellet (1987a), *Droit International du Développement* (Deuxième édition, Presses Universitaires de France).
- Pellet (1987b), 'A New International Legal Order: What Legal Tools for What Changes?' in Snyder & Slinn (1987), pp. 120-3;
- Philip, André (1965), 'Les Nations Unies et les Pays en Voie de Développement,' in *L'Adaptation de L'ONU au Monde d'aujourd'hui* (Colloque International de Nice, 27-29 mai 1965), (Pedone, Paris), pp. 129-135.
- Polanyi, Karl (1944), *The Great Transformation* (Beacon Press, Boston).
- Rozental, Andres (1976), 'The Charter of Economic Rights and Duties of States and the New International Economic Order,' *Virginia Journal of International Law 16*, pp. 309-322.
- Sahovic, Milan (1966), 'Influence des États Nouveaux sur la Conception du Droit International: Inventaire des Positions et des Problèmes,' *Annuaire Français de Droit International XII*, pp. 30-49.
- Scelle, Georges (1935), 'Le Concept de Société Internationale,' *Revue de Droit International XV*, pp. 7-35.
- Snyder, Francis, & Peter Slinn, eds. (1987), *International Law of Development: Comparative Perspectives* (Professional Books, Abingdon).
- Stern, Brigitte (1983), *Un Nouvel Ordre Économique International?* (Economica, Paris).
- Tussie, Diana (1993), 'Holding the Balance: The Cairns Group,' in Diana Tussie & David Glover eds., *The Developing Countries in World Trade* (Lynne Rienner Publishers), pp. 181-203.
- Virally, Michel (1965), 'Vers un Droit International du Développement,' *Annuaire Français de Droit International XI*, pp. 3-12.
- Virally (1967), 'Le Principe de Réciprocité dans le Droit International Contemporain,' *Recueil des Cours 1967-III*, pp. 5-105.

- Virally (1970), 'La Deuxième Décennie des Nations Unies pour le Développement -Essai D'Interprétation Para-Juridique-' *Annuaire Français de Droit International XVI*, pp. 9-33
- Virally (1983a), 'Panorama du Droit International Contemporain,' *Recueil des Cours 1983-V*, pp. 9-382.
- Virally (1983b), 'La Distinction entre textes internationaux ayant une portée juridique dans les relations mutuelles entre leurs auteurs et textes qui en sont dépourvus: Rapport définitif,' *Institut de Droit International, Annuaire 60-1* (Session de Cambridge), pp. 328-57.
- Virally (1984), 'Droit, Politique et Développement,' in Flory, Mahiou, & Henry (1984), pp. 157-60.
- Weeramantry, C.G. (1985), 'The Right to Development,' *Indian Journal of International Law 25*, pp. 482-505.
- Weil, Prosper (1982), 'Vers une Normativité Relative en Droit International ?' in *Écrits de Droit International* (Presses Universitaires de France, 2000), pp. 21-56 (reprinted from *Revue Générale de Droit International Public 86* (1982), pp 5-47)
- White, Gillian (1976), 'A New International Economic Order ?' *Virginia Journal of International Law 16*, pp. 323-345.